

令和 8 年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

目 次

1. 法令等

- (1) これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～
(令和7年7月8日 国土交通省) …………… 1
- (2) 米国製乗用車の認定制度を創設します～道路運送車両の保安基準の改正等について～
(令和8年2月16日 国土交通省) …………… 12
- (3) 「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定
(令和8年3月6日 国土交通省) …………… 14
- (4) 自動車整備事業関連手続きについてもオンライン申請を開始します！～いつでもどこからでも申請可能に～
(令和8年3月24日 国土交通省) …………… 15

2. 通達等

- (1) 「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）
(令和7年3月27日 国自基第177号の2、国自審第2771号の2) …………… 16
- (2) 「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について
(令和7年7月4日 国自整第87号の2) …………… 23
- (3) 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について
(令和7年7月8日 国自整第77号の2) …………… 27
- (4) 大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について
(令和7年7月9日 事務連絡) …………… 61
- (5) 点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いについて
(令和7年7月8日 国自整第85号の2) …………… 64
- (6) 「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について
(令和7年7月8日 国自整第83号の2) …………… 71
- (7) 「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」の一部改正について
(令和7年7月17日 国自整第98号の2) …………… 80
- (8) 指定工場におけるOBD検査の判定フローについて（周知依頼）
(令和7年7月17日 事務連絡) …………… 86
- (9) 指定自動車整備事業点検表について
(令和7年8月6日 事務連絡) …………… 88
- (10) 輸入車のOBD検査開始について（協力依頼）
(令和7年8月26日 事務連絡) …………… 91

- (11) 自動車整備業における適正取引の徹底について
(令和7年9月2日 国自整第116号) …… 92
- (12) 自動車整備業における適正取引のさらなる徹底について
(令和7年12月22日 国自整第197号) …… 94
- (13) 検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時におけるOBD検査の有効性の取扱い等について(周知)
(令和7年9月22日 事務連絡) …… 96
- (14) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について
(令和7年10月1日 国自整第125号の2、国官参自保第215号の2) …… 99
- (15) 「封印取付け委託要領」の一部改正について
(令和7年10月31日 国自情第196号) …… 103
- (16) 「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について
(令和7年10月31日 国自情第193号) …… 121
- (17) 完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて(依命通達)
(令和7年12月12日 国自整第181号) …… 128
- (18) 行政書士法の一部を改正する法律の施行について(周知依頼)
(令和7年12月18日 国自情第259号、国自整第193号) …… 135
- (19) 「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」の一部改正について
(令和8年2月16日 国自基第187号) …… 139
- (20) 「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について
(令和8年2月16日 国自整第239号) …… 145
- (21) 「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における中間点検の取扱いについて
(令和8年1月30日 事務連絡) …… 151
- (22) 運輸支局等の検査窓口における紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いの廃止について(依頼)
(令和8年2月26日 国自情第355号、国自整第247号) …… 159
- (23) 指定自動車整備事業におけるフィルム類が装着された自動車の取扱いに係る留意事項について(依頼)
(令和8年3月13日 事務連絡) …… 161
- (24) 「自動車整備事業者に対する行政処分の基準について」の一部改正について
(令和8年3月31日 国自整第280号) …… 162
- (25) 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部修正について
(令和8年3月31日 事務連絡) …… 165
- (26) タクシー事業における軽自動車の活用について
(令和8年6月1日 国自旅第37号) …… 168
- (27) 一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

	(令和8年6月1日 国自整第49号) ……………	174
(28) 一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について (依頼)	(令和8年6月1日 国自整第50号) ……………	176
(29) 「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について	(令和8年6月1日 国自整第55号) ……………	178
(30) 運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について (依頼)	(令和8年6月1日 国自整第56号) ……………	184

3. その他

(1) 「図柄入りナンバープレート等に関する検討会」 中間取りまとめについて	(令和7年6月24日) ……………	186
(2) 国土交通省からのお知らせ～「自動車検査証記録事項」が必要な方は窓口の印刷端末をご利用ください～	(令和7年10月) ……………	187
(3) 「軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程」の制定について	(2026軽検第43号の6 令和8年2月13日) ……………	188
(4) 独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程の制定について	(令和8年2月19日 事務連絡) ……………	193
(5) オートバイの「希望ナンバー制」が始まります！～令和8年10月より申込受付を開始します～	(令和8年3月27日) ……………	200
(6) 地方運輸局等の電話受付時間の見直しを行います～職員の昼休憩時間確保等と受付済み申請処理等に集中する時間を確保し、行政サービスの質を維持します～	(令和8年4月1日) ……………	203
(7) 新たな図柄ナンバープレート (地方版) の募集を開始します！	(令和8年4月24日) ……………	204
(8) 燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口	……………	207
(9) 検査コースでのOBD検査	……………	209

令和7年7月8日
物流・自動車局
自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1) 見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ブルブリーケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を3分の1短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を2分の1短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を3分の1短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

(2) 今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、[認証工場の機器要件](#)を見直す

廃止

- ・ タイヤの傾きを測定する機器 (3つ)
→ 設置不要とする
(※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的)
- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器 (3つ)
→ 普通(大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・ エンジン、バッテリーの機能確認のための機器 (3つ)
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・ 整備用スキャンツールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす[指定工場\(大型\)](#)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直しについては、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

[自動運転車の検査](#)を行う検査員を[1級自動車整備士](#)に限る

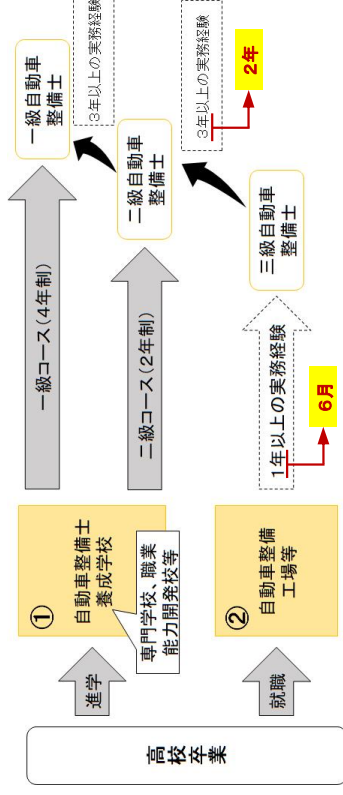
【今後のスケジュール】 公布: 令和7年7月8日

施行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6)

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

[2級、3級、特殊の自動車整備士資格](#)を取得するための実務経験期間を短縮 (座学で補完)

- 2級自動車整備士 3年 → 2年
- 3級自動車整備士 1年 → 6月
- 特殊自動車整備士 2年 → 1年4カ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の[点検整備記録簿](#)の車両への備え付けに代えて、[携帯電話等への「電子的方法」](#)による保存でも可とする
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)
⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、[オンライン方式](#)を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、[目視に代えて、スキャンツール等による確認](#)でも可とする範囲を拡大する

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止

タイヤの傾きを測定する機器※



① トーイングゲージ



② キャンバー
キャスタ
ゲージ



③ ターニング
ラジアス
ゲージ



④ ホイール
プーラ



⑤ グリースガン/
シャシ・ルブリケータ



⑥ ベアリング
レースプーラ



⑦ 比重計



⑧ エンジン
タコメスタ



⑦ はバッテリースタ、
⑧ ⑨ は整備用スキャンツール
があれば設置を不要とする

普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き
設置を不要とする

設置を不要とする
※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的

追加

小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器 整備用スキャンツール等で代替可



⑩ 整備用
スキャンツール

認証の
新規取得時等から
義務付け

今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)
については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

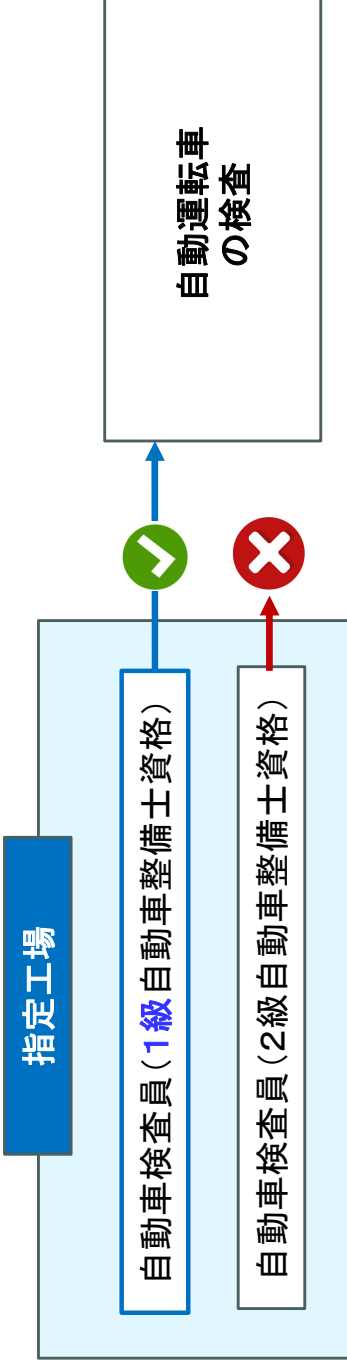
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

- 公布: 令和7年7月8日
施行: 令和11年4月1日
その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

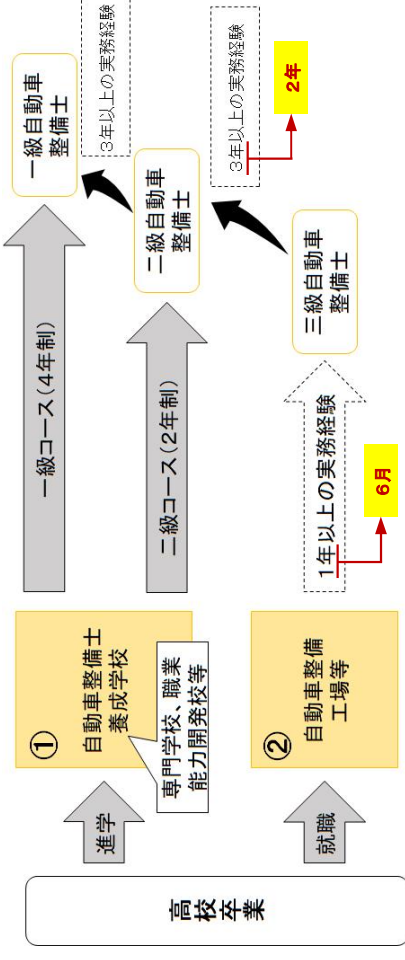
事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年	→	<u>2年</u>
3級自動車整備士	1年	→	<u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年	→	<u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 公布の日

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかなければならない
- デイラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公布：令和7年7月8日

施行：公布の日

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要（通達）

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公布：令和7年7月8日

施行：公布の日

7. スキヤンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキヤンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキヤンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキヤンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキヤンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの
床板とのすき間の確認



ペダルと床のすき間



(従来)

ブレーキを踏み込んだときの
床面とのすき間をノギス等で測定



(今後)

・スキヤンツール等による確認でも可

195秒/台の作業時間削減(平均)

今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 令和7年10月8日

令和8年2月16日
物流・自動車局
車両基準・国際課
審査・リコール課
自動車整備課

米国製乗用車の認定制度を創設します ～道路運送車両の保安基準の改正等について～

日本の交通環境における安全・安心を確保しつつ、関税に関する日米間の合意[※]を実施するため、米国製乗用車の認定制度を創設します。

※「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」における日本のコミットメント（自動車基準関係抜粋）

○米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内で販売のため追加試験なしで受入れ。

1. 概要

（1）米国製乗用車の認定制度の創設

米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等（自動車メーカー等により米国から輸入された自動車であるものに限る。）について、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準に適合するものとみなすこととします。

（2）その他

国土交通大臣の認定を受けた自動車は、車体の後面に標識を表示するとともに、自動車検査証にその旨を記載することとします。

2. 公布・施行

公布：令和8年2月16日

施行：公布の日

問合せ先

物流・自動車局 車両基準・国際課（全般）：松坂、金井

電話：03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課（申請手続きに関すること）：野原、森

電話：03-5253-8111（内線42324）、03-5253-8595（直通）

自動車整備課（自動車検査証の記載に関すること）：久保、馬場

電話：03-5253-8111（内線42424）、03-5253-8599（直通）

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）においては、第 3 章の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）を定め、これに適合する自動車等でなければ、運行の用に供してはならない旨を規定する一方、保安基準第 55 条から第 58 条の 2 において、一定の条件を満たした自動車に対する保安基準及びこれに基づく告示の適用の取扱いを定めている。

さらに、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）においては、保安基準第 55 条の規定に基づく手続を受けた自動車は、その旨を自動車検査証に記載すること等を規定しているところである。

今般、日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととなった。当該声明を履行するため、米国で製作した自動車の一部については、一定の条件を満たしたうえで保安基準に適合するものとみなすとともに、その旨を自動車検査証に記載できるようにするため、保安基準及び施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 保安基準の一部改正

国土交通大臣が、米国で製作された自動車のうち、告示で定めるものについて、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなすほか、所要の改正を行う。（第 58 条の 3 関係（新設））

(2) 施行規則の一部改正

(1) により国土交通大臣が認定した自動車は、自動車検査証にその旨記載することとする（第 35 条の 3 関係）ほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 8 年 2 月 16 日

令和 8 年 3 月 6 日
物流・自動車局自動車情報課
自動車整備課
審査・リコール課

「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定

自動車の新規登録等を申請する者等が納める手数料の額を改定する「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）に定める自動車の登録及び検査の手続並びに自動車の型式指定の手続に係る手数料は、実費を勘案して政令で定めることとされている（法第 102 条）ことを踏まえ、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号。以下「令」という。）において各手数料の額を定めています。

今般、近年の物価・人件費の上昇への対応や、自動車の型式指定に係る不正行為の防止対策を講じるため、実費を勘案し、これらの手数料の額について所要の改正を行う必要があります。

2. 概要

- ①国又は軽自動車検査協会に納めなければならない登録及び検査の手続に係る手数料の額を改定します（令第 1 条、第 2 条関係）。
- ②自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が基準適合性審査を行う検査手続を受ける場合において、国又は機構に納めなければならない手数料の額を改定します（令第 3 条第 1 項関係）。
- ③国に納めなければならない型式指定及び特定改造等の許可の手続に係る手数料の額を改定します（令第 3 条第 2 項関係）。

3. スケジュール

公布：令和 8 年 3 月 11 日（水）

施行：令和 8 年 4 月 1 日（水）

<問合せ先>

物流・自動車局

自動車情報課、自動車整備課、審査・リコール課

笹本、堤、久保、阿部、浅野

TEL：03-5253-8111（内線 42114、42412、42352）

03-5253-8587（直通）



令和8年3月24日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車整備事業関連手続きについてもオンライン申請を開始します！ ～いつでもどこからでも申請可能に～

政府が推進するデジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、国土交通省では各種行政手続きのオンライン化を進めています。自動車整備事業分野においても、自動車運送事業に続き、オンライン化を推進しています。

このたび令和8年4月1日より、これまで窓口または郵送で行っていた11の手続きについて、オンラインによる申請・届出も可能となります。

1. 対象手続きと利用開始時期

令和8年4月1日より、以下の11手続きがオンライン申請に対応します。

【自動車特定整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 整備主任者の選任届出・変更届出

【指定自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 自動車検査員の選任届出・変更届出

【優良自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出 / 辞退等届出

2. オンライン申請の利用方法

対象手続きは、国土交通省ウェブサイト内の以下ページをご参照の上、e-Gov を通じてオンライン申請が可能です。

■国土交通省 物流・自動車局ウェブサイト

e-Gov オンライン申請（自動車事業関連手続き）

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html

（右記二次元コードからもアクセス可能です）



ウェブサイト内には、オンライン申請マニュアルや、説明用の動画等を掲載しておりますので、申請の際にご活用ください。

<問い合わせ先>

物流・自動車局 自動車整備課 富岡、佐々木

代表 03-5253-8111（内線 42423） 直通 03-5253-8599

国自基第 177 号の 2
国自審第 2771 号の 2
令和 7 年 3 月 27 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」の一部改正
について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び内閣府沖縄総合事務局長に
対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

別紙

国自基第 177 号
国自審第 2771 号
令和 7 年 3 月 27 日

各地方運輸局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」の一部改正
について（依命通達）

今般、「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和 2 年 3 月 31 日付自技第 269 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、別紙のとおり関係団体あて通知したので念のため申し添える。

「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部を改正する通達 新旧対照表

改正 令和7年3月27日付国自基第177号、国自審第2771号

○ 「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">走行環境条件の付与の実施要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 用語 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「<u>新型自動車取扱の届出</u>」とは、「<u>自動車型式認証実施要領</u>」について（依命通達）」（平成10年11月12日、自審第1252号）別添2「<u>新型自動車取扱要領</u>」に規定する届出をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 走行環境条件の付与を申請することができる装置 走行環境条件の付与を申請することができる装置は、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽（けん）引自動車を除く。）に備えようとする又は備えられた自動運行装置とする。</p> <p>第4 申請者等 1 (略)</p> <p>(1) 自動運行装置又は自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自動車の型式の指定の申請をしようとする者、<u>法第99条の3</u>第1項の許可（同項に規定する特定改造等に係るプログラム等の改変により、自動運行装置を備えようとする又は自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとする場合に限る。）の申請をしようとする者又は小型特殊自動車の型式の認定の申請をしようとする者</p> <p>(2) 自動運行装置を備えようとする自動車について、<u>輸入自動車特別取扱の届出</u>又は<u>新型自動車取扱の届出</u>をしようとする者</p>	<p style="text-align: center;">走行環境条件の付与の実施要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 用語 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 走行環境条件の付与を申請することができる装置 走行環境条件の付与を申請することができる装置は、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽（けん）引自動車を除く。）に備えようとする又は備えられた自動運行装置とする。</p> <p>第4 申請者等 1 (略)</p> <p>(1) 自動運行装置又は自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自動車の型式の指定の申請をしようとする者又は<u>法第99条の3</u>第1項の許可（同項に規定する特定改造等に係るプログラム等の改変により、自動運行装置を備えようとする又は自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとする場合に限る。）の申請をしようとする者</p> <p>(2) 自動運行装置を備えようとする自動車について、<u>輸入自動車特別取扱の届出</u>をしようとする者</p>

(3)・(4) (略)

2 (略)

第5 申請者及び添付書類

1 (略)

(1) 申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請、小型特殊自動車の型式の認定の申請、輸入自動車特別取扱の届出又は新型自動車取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合)にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

(2) 申請に係る装置の外観図(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請、小型特殊自動車の型式の認定の申請、輸入自動車特別取扱の届出又は新型自動車取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合)にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

(3) 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況(以下「走行環境状況」)という。)で使用されるものと仮定した場合(必要に応じて、道路、自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するもの)をいう。)その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。)において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者(自動運行装置を備える改造をした者)であつて、当該自動車に適用される全ての保安基準への適合性を示すことができるものを含む。(7)において同じ。)が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。

(4) (略)

(5) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面(当該記載の内容が(1)又は(3)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請、小型特殊自動車の型式の認定の申請、輸入自動車特別

(3)・(4) (略)

2 (略)

第5 申請者及び添付書類

1 (略)

(1) 申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合)にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

(2) 申請に係る装置の外観図(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合)にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

(3) 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況(以下「走行環境状況」)という。)で使用されるものと仮定した場合(必要に応じて、道路、自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するもの)をいう。)その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。)において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に

(4) (略)

(5) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面(当該記載の内容が(1)又は(3)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として

取扱の届出又は新型自動車取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。）

(6) (略)

(7) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合において)は、申請時において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請、小型特殊自動車の型式の認定の申請、輸入自動車特別取扱の届出又は新型自動車取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置を備える自動車又は特定共通構造部が、保安基準第17条の2第3項及び保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。なお、後者において、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全措置に適合していることを証する書面に代えることができる。)

(8) ~ (11) (略)

(12) 申請に係る装置を備える自動車の自動車検査証(小型特殊自動車にあつては、地方自治体が交付した標識交付証明書)の写し及び車台番号の拓本又は写真(第4第1項(4)の者に限る。)

(13) (略)

第4第1項(1)及び(2)の者	第4第1項(3)の者	第4第1項(4)の者
正本1通	正本及び副本各1通	正本及び副本各1通
国土交通大臣	走行環境条件の付与を受けようとする自動車運行装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長(予備検査を受けようとする自動車)の使用	走行環境条件の付与を受けようとする自動車運行装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長(予備検査を受けようとする自動車)の使用

国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)

(6) (略)

(7) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合において)は、申請時において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置を備える自動車又は特定共通構造部が、保安基準第17条の2第3項及び保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。なお、後者において、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全措置に適合していることを証する書面に代えることができる。)

(8) ~ (11) (略)

(12) 申請に係る装置を備える自動車の車検証の写し及び車台番号の拓本又は写真(第4第1項(4)の者に限る。)

(13) (略)

第4第1項(1)及び(2)の者	第4第1項(3)の者	第4第1項(4)の者
正本1通	正本及び副本各1通	正本及び副本各1通
国土交通大臣	走行環境条件の付与を受けようとする自動車運行装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長(予備検査を受けようとする自動車)の使用	走行環境条件の付与を受けようとする自動車運行装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長(予備検査を受けようとする自動車)の使用

	する者の場合は、最寄りの地方運輸局長。以下同じ。）	の本拠の位置を管轄する地方運輸局長
自動運行装置、自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自動車の型式の指定の申請、法第99条の3第1項の許可の申請、自動運行装置を備えようとする小型特殊自動車 <small>の型式の認定の申請、自動運行装置を備えようとする自動車の輸入自動車特別取扱の届出又は自動運行装置を備えようとする自動車の輸入自動車特別取扱の届出又は自動運行装置を備えようとする自動車の輸入自動車特別取扱の届出</small> と同時	自動運行装置を備えようとする自動車 <small>の、新規検査又は予備検査の前（当該検査まで相当期間の余裕を持って提出すること）</small>	事由が生じた日以後遅滞なく

2～8 (略)

第6 (略)

第7 遵守事項の付与等

(略)

(1) (略)

(2) 使用者に対する遵守事項

- 一 当該装置を備える自動車を使用しようとするときは、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等（軽自動車検査協会事務所支所及び事務所分室を含む。以下同じ。）において、自動車検査証に自動運行装置を備えている旨の記入を受けること。（第4第1項（3）及び（4）の者から申請があった場合に限り、小型特殊自動車を除く。）

二～六 (略)

- 七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。（第4第1項（3）及び（4）の者から申請があった場合に限り、小型特殊自動車を除く。）

	する者の場合は、最寄りの地方運輸局長。以下同じ。）	の本拠の位置を管轄する地方運輸局長
自動運行装置、自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自動車の型式の指定の申請、法第99条の3第1項の許可の申請又は、自動運行装置を備えようとする自動車の輸入自動車特別取扱の届出と同時	自動運行装置を備えようとする自動車 <small>の、新規検査又は予備検査の前（当該検査まで相当期間の余裕を持って提出すること）</small>	事由が生じた日以後遅滞なく

2～8 (略)

第6 (略)

第7 遵守事項の付与等

(略)

(1) (略)

(2) 使用者に対する遵守事項

- 一 当該装置を備える自動車を使用しようとするときは、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等（軽自動車検査協会事務所支所及び事務所分室を含む。以下同じ。）において、自動車検査証に自動運行装置を備えている旨の記入を受けること。（第4第1項（3）及び（4）の者から申請があった場合に限り、第4第1項（3）及び（4）の者から申請があった場合に限り、）

二～六 (略)

- 七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。（第4第1項（3）及び（4）の者から申請があった場合に限り、第4第1項（3）及び（4）の者から申請があった場合に限り、）

八 (略)

第8・第9 (略)

第1号様式 (第5関係) ～参考様式 (第5関係) (略)

八 (略)

第8・第9 (略)

第1号様式 (第5関係) ～参考様式 (第5関係) (略)

附則 (令和7年3月27日)

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。

国自整第87号の2
令和7年7月4日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

標記通達について一部を改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第87号
令和7年7月4日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部改正について

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>附則 (令和7年7月4日 国自整第87号)</u> <u>1 本改正規定は、令和7年7月4日から施行する。</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p>	<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>(新設)</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p>

新

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

- (1) (略)
- (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
 - ① ～④ (略)
 - ⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）

前照灯		右	左
取付高さ	すれ違い灯 特例ライン	5 8 cm	cm
光軸	下	<u>水平以下</u> cm	cm
	左・右	cm	cm
光度	主×100	主×100	cd
	副×100	<u>1 6 0</u> cd	副×100 4 5 cd

(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。

「光軸の上下」の欄に「水平以下」と記入する。

(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。
なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)

電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)

旧

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

- (1) (略)
- (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
 - ① ～④ (略)
 - ⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）

前照灯		右	左
取付高さ	すれ違い灯 特例ライン	5 8 cm	cm
光軸	下	<u>5 - 6</u> cm	cm
	左・右	cm	cm
光度	主×100	主×100	cd
	副×100	<u>1 0 0</u> cd	副×100 4 5 cd

(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。

(注)「光軸の上下」の欄に右26cm及び右44cmの点のカッタフトフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。

(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。
なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)

電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)

国自整第77号の2
令和7年7月8日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組員）に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第77号
令和7年7月8日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

指定自動車整備事業の指定を受けた事業場（以下、指定工場という。）は、道路運送車両法令が定める基準に従った設備、技術及び管理組織を有することが求められており、また、事業の基礎が強固であり、健全な経営を行うことが求められるとともに、労働安全の確保や整備品質の確保はもとより、不正行為が無いよう、適切かつ公正に検査業務などを行うことが求められている。現在、大型車を扱う指定工場においては、5人以上の工員を必要としているところであるが、現行の要件が規定された平成19年4月と比べると、整備作業の省力化に資する設備や機器の導入などが進み、作業環境が変化し、業務効率化が図られているところである。

また、令和6年6月に閣議決定された「規制改革実施計画について」（令和6年6月21日閣議決定）において、「自動車整備士養成施設における学科教育について、多様な人材が学びやすい環境の整備、更にはデジタルコンテンツ等新技術の活用を進める観点から、自動車整備士養成施設以外の場所から受講することができるオンライン授業ができるよう、制度の見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。」とされているところである。

これらを踏まえ、下記の通達について、別添1から3のとおり新旧対照表により改正したので、了知されるとともに遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

記

1. 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
2. 「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について
3. 電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について（依命通達）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」
 （令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自整第353号 令和2年4月1日 <u>国自整第77号</u> <u>最終改正 令和7年7月8日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>物流・自動車局長</p> <p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 第1節～第6節（略）</p> <p>第1節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9)（略）</p>	<p>国自整第353号 令和2年4月1日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>物流・自動車局長</p> <p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 第1節から第6節（略）</p> <p>第1節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9)（略）</p>

<p>(10) 「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。</p> <p>(11) 「省力化機器」とは、以下に掲げるア～ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。</p> <p>ア 電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。）又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。）</p> <p>イ ホイールドライバー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。）</p> <p>ウ 増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(12) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。</p> <p>(13) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。</p> <p>(14) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。</p> <p>(15) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。</p> <p>(16) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</p> <p>(17) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。</p> <p>(18) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届</p>	<p>(10) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。</p> <p>(11) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。</p> <p>(12) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。</p> <p>(13) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。</p> <p>(14) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</p> <p>(15) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。</p> <p>(16) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届</p>

<p>出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(19) 「準訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(20) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(21) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第4条第4項に規定する訪問特定整備士等をいう。</p> <p>(22) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>附則 （令和5年3月27日 国自整第266号）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>附則 （令和7年3月31日 国自整第232号）</p> <p>本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。</p> <p>附則 （令和7年7月8日 国自整第77号）</p> <p>1. 本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定の様式については、<u>当分の間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>2. <u>自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和</u></p>	<p>出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(17) 「準訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(18) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(19) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第7条第4号に規定する訪問特定整備士等をいう。</p> <p>(20) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>附則 （令和5年3月27日 国自整第266号）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>附則 （令和7年3月31日 国自整第232号）</p> <p>本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。</p> <p>(新設)</p>
---	---

7年国土交通省令第82号) 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、別添6 第2 3 (1)キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキヤンツールを除く。

- 別添1
目次 (略)
第1 目的 (略)
第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い
1～5 (略)
6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い
電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。
また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。
(1) 9(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
(2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。
7～9 (略)

- 別添2～別添3の3 (略)
別添4 整備主任者研修実施要領
目次 (略)
第1 目的 (略)
第2 研修の区分
研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

- 別添1
目次 (略)
第1 目的 (略)
第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い
1～5 (略)
6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い
電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。
また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。
(1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
(2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。
7～9 (略)

- 別添2～別添3の3 (略)
別添4 整備主任者研修実施要領
目次 (略)
第1 目的 (略)
第2 研修の区分
研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

<p>1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。</u> (6)～(8) (略) (9) <u>オンラインによる研修の実施</u> 研修は、<u>オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等</u><u>をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第 70 号)に定める事項について留意すること。</u></p> <p>2 技術研修 (1)～(8) (略) (9) <u>オンラインによる研修の実施</u> <u>実習以外の研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等</u><u>をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第 70 号)に定める事項について留意すること。</u></p>	<p>1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 (6)～(8) (略) <u>(新設)</u></p> <p>2 技術研修 (1)～(8) (略) <u>(新設)</u></p>
<p>別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。</u> 7～9 (略)</p>	<p>別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 7～9 (略)</p>

10 オンラインによる研修の実施

研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和7年7月8日付、国自整第70号)に定める事項について留意すること。

別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)
第1 (略)

第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い

1～2 (略)

3 訪問特定整備の作業場所

実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

(1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合にあって、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～キ (略)

(2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。

この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備

(新設)

別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)
第1 (略)

第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い

1～2 (略)

3 訪問特定整備の作業場所

実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

(1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場を含む。）。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～キ (略)

(2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。

備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。
イ〜ク (略)
4〜5 (略)
6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件
実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。
(1)〜(2) (略)
(3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合）にあっては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合（以下「電子制御装置整備」）にあっては、電子制御装置整備に必要知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。

第3 (略)

第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しな

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ〜ク (略)

4〜5 (略)

6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件

実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。

(1)〜(2) (略)

(3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合）にあっては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合（以下「電子制御装置整備」）にあっては、電子制御装置整備に必要知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。

第3 (略)

第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しな

ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

(1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤン整備士の技能検定を除く。③イにおいて同じ。）に合格した者を待機させること。

ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であつて、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

(2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

(1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であつて、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤン整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること。

ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であつて、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

(2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

<p>実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p>	<p>実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p>
--	--

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場						別紙2 一種整備工場及び二種整備工場					
種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考	種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考
A	<u>1</u>	工員数 <u>(対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上)</u>	10人以上	4人以上		A	<u>1</u>	工員数	10人以上	4人以上 <u>(ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上)</u>	
							<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>		
A	<u>1</u> <u>2</u> <u>1</u>	工員数 <u>(対象自動車の種類に大型車を含む場合)</u>	10人以上	5人以上 <u>(ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保)</u>				工員数 <u>(対象自動車の種類に大型車を含む場合)</u>	10人以上	5人以上 <u>(ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保)</u>	

H	1	電動クレーン又はトラクション・ジャッキ	二	◇						
	2	ホイールローリー	二	◇						
	3	増力装置付きシグナル式トルクレインパクトレンチ	二	◇						

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただけないことを示す。
 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。
 4. ◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していただけない省力化機器を示す。

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただけないことを示す。
 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。
 (新設)

別紙2の2～別紙3 (略)

別紙2の2～別紙3 (略)

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
<u>1-1-1</u>	工員数(対象自動車の種類に大型車を含まない場合)	4人以上	
<u>1-1-2</u>	工員数(対象自動車の種類に大型車を含む場合)	5人以上 ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであつて、次に掲げる①又は②を満たす場合には、 <u>4人以上</u> ①工員の処遇が	

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
<u>1-1</u>	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、 <u>5人以上</u> (新設)	
(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	

1-2 ～ 1-13	(略)	(略)	(略)						(略)
<u>1-14</u>	<u>電動クレーン又は トランスミッシ ョン・ジャツ キ</u>	◇					<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>1-15</u>	<u>ホイールドリー ー</u>	◇					<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>1-16</u>	<u>増力装置付きシ グナル式トルク レンチ 又はトルク設定 型インパクトレ ンチ</u>	◇					<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<p>(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とす る。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を 保有していないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 4. ◇印は、<u>対象自動車の種類に大型車を含み、工員数 が4人である場合に保有していないければならない省 力化機器を示す。</u></p>									
1-2 ～ 1-13	(略)	(略)	(略)						
<u>(新 設)</u>	<u>(新設)</u>						<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(新 設)</u>	<u>(新設)</u>						<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(新 設)</u>	<u>(新設)</u>						<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<p>(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とす る。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を 保有していないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 <u>(新設)</u></p>									

<p>2～4 (略)</p> <p>別紙3の3～別紙3の8 (略)</p> <p>別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第2項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならぬ。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>別紙3の3～別紙3の8 (略)</p> <p>別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第1項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならぬ。</p>
---	---

別紙5
様式1

様式1

訪問特定整備等の（変更）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。

(注)該当しなかり項目は印線を省略することが可能です。（全ての項目にお適用）
 (注)必要に応じて、見解特異説明・疑点または不明点を添付することが可能です。（全ての項目にお適用）

※1	※2
訪問特定整備の届出	限定訪問特定整備の届出
<p>(注) 訪問特定整備の外を行う事業者は※1欄、限定訪問特定整備の外を行う事業者は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1欄及び※2欄にそれぞれ「印」を記入するものとする。</p>	
<p>1 訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者等の情報</p> <p>(フリガナ)</p> <p>訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備事業者）の氏名又は名称</p> <p>当該事業者の住所</p> <p>当該事業者の電話番号</p> <p>当該事業者の電子メールアドレス</p> <p>当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス</p>	
<p>2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報</p> <p>(フリガナ)</p> <p>事業場の名称</p> <p>当該事業場の所在地</p> <p>当該事業場の電話番号</p> <p>当該事業場の電子メールアドレス</p> <p>当該事業場の認証番号</p>	

別紙5
様式

様式1

訪問特定整備等の（変更）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。

(注)該当しなかり項目は印線を省略することが可能です。（全ての項目にお適用）
 (注)必要に応じて、見解特異説明・疑点または不明点を添付することが可能です。（全ての項目にお適用）

※1	※2
訪問特定整備の届出	限定訪問特定整備の届出
<p>(注) 訪問特定整備の外を行う事業者は※1欄、限定訪問特定整備の外を行う事業者は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1欄及び※2欄にそれぞれ「印」を記入するものとする。</p>	
<p>1 訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者等の情報</p> <p>(フリガナ)</p> <p>訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備事業者）の氏名又は名称</p> <p>当該事業者の住所</p> <p>当該事業者の電話番号</p> <p>当該事業者の電子メールアドレス</p> <p>当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス</p>	
<p>2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報</p> <p>(フリガナ)</p> <p>事業場の名称</p> <p>当該事業場の所在地</p> <p>当該事業場の電話番号</p> <p>当該事業場の電子メールアドレス</p> <p>当該事業場の認証番号</p>	

3-① 訪問特定整備等管理者の情報					
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証書番号 ③合格年月日	本署出張所別の業務の担当の期間及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
3-② 訪問特定整備士の情報					
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証書番号 ③合格年月日	本署出張所別の業務の担当の期間及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	年 月 日
※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のみに限る。					
4 訪問特定整備等の開始					
開始年月日	令和 年 月 日				

様式 2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報				様式 2
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順	訪問特定整備士の技能認定の種類		
訪問特定整備士等の任命のルールの内容	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日
訪問特定整備等補助者に 関する事項		年 月 日	① ② ③

様式 2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報				様式 2
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順	訪問特定整備士の技能認定の種類		
訪問特定整備士等の任命のルールの内容	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日
訪問特定整備等補助者に 関する事項		年 月 日	① ② ③

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報				
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報				
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

(新設)

別紙3-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) <u>※おおよそ1時間以内のこと</u>	
<u>(注)訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。</u>	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
<u>(注)訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さや有した事業場であること。</u>	

別紙3-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) <u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
<u>(新設)</u>	

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間		令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
訪問特定整備の作業を行う期間					
（注）3日（案件を過ぎる日は5日）を過ぎない期間					
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備並びに装置の種類		対象自動車の整備及び装置の種類			
対象自動車の種類	全て	分解整備			電子制御装置整備 （運行補助を含む）
		全て	原動機	動力伝達	
普通自動車(大型)					
普通自動車(中型)					
普通自動車(小型)					
普通自動車(乗用)					
大型特殊自動車					
小型四輪自動車					
小型三輪自動車					
小型二輪自動車					
軽自動車					

(注)口体内の該当するものに○を記載すること。

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間		令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
訪問特定整備の作業を行う期間					
（新設）					
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備並びに装置の種類		対象自動車の整備及び装置の種類			
対象自動車の種類	全て	分解整備			電子制御装置整備 （運行補助を含む）
		全て	原動機	動力伝達	
普通自動車(大型)					
普通自動車(中型)					
普通自動車(小型)					
普通自動車(乗用)					
大型特殊自動車					
小型四輪自動車					
小型三輪自動車					
小型二輪自動車					
軽自動車					

(注)口体内の該当するものに○を記載すること。

様式 3-2-1

様式 3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) ※おおよそ1時間以内の上	

(注) 訪問特定整備等事業者が所管する土地又は建築物ではないこと。

5-②-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m
部品整備作業場			m ²	m	m
点検作業場	m	m	m ²	m	m
車両置場	m	m	m ²		

(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の下に必要
な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

5-②-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²		
	()	()	()	()	m
車両置場	m	m	m ²		

(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の下に必要
な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

様式 3-2-1

様式 3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) (新設)	

(新設)

5-②-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m
部品整備作業場			m ²	m	m
点検作業場	m	m	m ²	m	m
車両置場	m	m	m ²		

(新設)

5-②-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²		
	()	()	()	()	m
車両置場	m	m	m ²		

(新設)

5-③-3 作業機械等				
	名称	型式・能力等	数量	設置又は 持参
作業機械	(略)			
作業計器	(略)			
	サーキット・テスト			
	<u>比重計又はバッチリ・テスト</u>			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)		
	ハンディ・パキユーム・ポンプ			
	<u>エンジン・タコ・テスト又は 整備用スキャンツール</u>			
	<u>ダイミング・ライト又は 整備用スキャンツール</u>			
点検計器 及び 点検装置	シツクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	<u>(削除)</u>			
	<u>(削除)</u>			
	<u>(削除)</u>			
	ダイヤ・ゲージ			
	検査装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	(略)			
備考				
(注) 訪問指定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車指定整備等事業者の種類の全てに必要 な、作業機械等を備えていること。				

5-③-3 作業機械等				
	名称	型式・能力等	数量	設置又は 持参
作業機械	(略)			
作業計器	(略)			
	サーキット・テスト			
	<u>比重計</u>			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)		
	ハンディ・パキユーム・ポンプ			
	<u>エンジン・タコ・テスト</u>			
	<u>ダイミング・ライト</u>			
点検計器 及び 点検装置	シツクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	<u>トーイン・ゲージ</u>			
	<u>キャンバ・キャスタ・ゲージ</u>			
	<u>ターニング・ラジラス・ゲージ</u>			
	ダイヤ・ゲージ			
	検査装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	(略)			
備考				
(新設)				

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報
エーミング作業に必要な機器

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
----------------	----------	---	----------

(注) 3日(条件を満たす場合は5日)を超えない期間

5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	分解除整備					電子制御装置整備					
	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行(運行開始を含む)	運行補助	
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(兼用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報
エーミング作業に必要な機器

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
----------------	----------	---	----------

(新設)

5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類									
	分解除整備					電子制御装置整備				
	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行(運行開始を含む)	運行補助
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)										
普通自動車(小型)										
普通自動車(兼用)										
大型特殊自動車										
小型四輪自動車										
小型三輪自動車										
小型二輪自動車										
軽自動車										

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

様式 3 - 2 - 2

様式 3 - 2 - 2

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図 <u>及び写真</u>	様式 3 - 2 - 2
住所	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	
<u>※写真は別ファイルによる提出でも可</u>	

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図	様式 3 - 2 - 2
住所	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	

様式 4

様式 4

(別添6第4.1.6)に該当する場合のみ作成)

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 4

様式 4

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 5

(新設)

訪問特定整備等の廃止届出

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の業務規程（国土交通省告示第285号）第3条の規定により届出ます。

様式 5

1. 訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者等の情報 (法人番号)
訪問特定整備等を行うと する自動車特定整備事業者 (又は訪問特定整備等事業 者)の氏名又は名称
当該事業者の住所
当該事業者の電話番号
当該事業者の電子メールア ドレス
当該事業者が自ら管理する ウェブサイトのアドレス
2. 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が存在する事業場）の情報 (法人番号)
事業場の名称
当該事業場の所在地
当該事業場の電話番号
当該事業場の電子メールア ドレス
当該事業場の認証番号

別紙 6 ～ 別紙 7 (略)

別紙 6 ～ 別紙 7 (略)

「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」
 （令和5年8月28日付け、国自整第97号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改正後	改正前
<p>別添</p> <p>自動車整備士技能検定期則の細目</p> <p>1. 自動車整備士技能検定期則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定期則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>1.1. ～1.3. （略）</p> <p><u>1.4. 検定期則第20条第2項及び第3項に定める受験資格を有すること</u> <u>を証する書面及び試験の免除を受ける資格を証する書面とは、検定期</u> <u>則第21条の合格証書、自動車整備技能者手帳、卒業証書、修了証書、</u> <u>修了（卒業）証明書、修了（卒業）見込証明書、事業主の発行する証</u> <u>明書、その他をいう。</u></p> <p>2. ～4. （略）</p> <p>別紙1 （略）</p> <p>別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準</p> <p>I 一種養成施設の指定基準</p> <p>一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。</p> <p>なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>I-1 三級自動車整備士の養成課程</p> <p>I-1-1 ～ I-1-8 （略）</p> <p><u>I-1-9 オンラインによる教育の実施</u> <u>教育計画に掲げるうち実習及び実務実習に関する科目以外の教育</u> <u>は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインによ</u></p>	<p>別添</p> <p>自動車整備士技能検定期則の細目</p> <p>1. 自動車整備士技能検定期則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定期則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>1.1. ～1.3. （略）</p> <p>(新設)</p> <p>2. ～4. （略）</p> <p>別紙1 （略）</p> <p>別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準</p> <p>I 一種養成施設の指定基準</p> <p>一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。</p> <p>なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>I-1 三級自動車整備士の養成課程</p> <p>I-1-1 ～ I-1-8 （略）</p> <p>(新設)</p>

り教育を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づき自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。

- I-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-2-1～I-2-5 (略)
- I-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-3-1～I-3-5 (略)
- I-4 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-4-1～I-4-6 (略)

- II 二種養成施設の指定基準
二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- II-1 三級自動車整備士の養成課程
三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、I-1-7及びI-1-9の規定によるほか、次に規定するところによること。
- II-1-1～II-1-4 (略)
- II-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

- I-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6 及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

- I-2-1～I-2-5 (略)
- I-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6 及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-3-1～I-3-5 (略)
- I-4 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5 及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

- I-4-1～I-4-6 (略)

- II 二種養成施設の指定基準
二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- II-1 三級自動車整備士の養成課程
三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、及びI-1-7の規定によるほか、次に規定するところによること。
- II-1-1～II-1-4 (略)
- II-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

- II-2-1・II-2-2 (略)
- II-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-3-1、I-3-4、I-3-5 (3)を除く。)、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-3-1・II-3-2 (略)
- II-4 自動車タイヤ整備士の養成課程
自動車タイヤ整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-4-1～II-4-5 (略)
- II-5 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程
自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-5-1～II-5-5 (略)
- II-6 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-4-6、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-6-1～II-6-4 (略)
- III 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準
自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定める場合にあっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。
なお、国土交通大臣が定める場合にあっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- III-1 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8、I-1-9、I-2-3及びI-2-4の規定によるほか、次に規定することによること。

- II-2-1・II-2-2 (略)
- II-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-3-3、I-3-4、I-3-5 (3)を除く。)、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-3-1・II-3-2 (略)
- II-4 自動車タイヤ整備士の養成課程
自動車タイヤ整備士の養成課程は、I-1-5、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-4-1～II-4-5 (略)
- II-5 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程
自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-5-1～II-5-5 (略)
- II-6 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-4-6、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-6-1～II-6-4 (略)
- III 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準
自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定める場合にあっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。
なお、国土交通大臣が定める場合にあっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- III-1 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8、I-2-3及びI-2-4の規定によるほか、次に規定することによること。

<p>III-1-1・III-1-2 (略)</p> <p>III-1-2 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程</p> <p>自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、<u>I-1-9</u>、I-4-3、I-4-4及びI-4-5の規定によるほか、次に規定するところによること。</p> <p>III-2-1・III-2-2 (略)</p> <p>IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準</p> <p>自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、I-1-1及びI-1-3から<u>I-1-9</u>までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。</p> <p>なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>IV-1 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>	<p>III-1-1・III-1-2 (略)</p> <p>III-1-2 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程</p> <p>自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、<u>I-1-9</u>、I-4-3、I-4-4及びI-4-5の規定によるほか、次に規定するところによること。</p> <p>III-2-1・III-2-2 (略)</p> <p>IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準</p> <p>自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、I-1-1及びI-1-3から<u>I-1-8</u>までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。</p> <p>なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>IV-1 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>
--	--

附 則 (令和7年7月8日付、国自整第77号)
(施行期日)

本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。

「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について（依命通達）」
 （令和2年2月6日付け、国自整第265号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p>電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> オンラインによる講習の実施 実習及び試問以外の講習は、オンラインにより実施することとは「道 きる。なお、オンラインにより講習を実施する場合には「道 路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオン ラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8 日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p>電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則（令和7年7月8日付、国自整第77号）
 （施行期日）

本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。

事務連絡
令和7年7月9日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

今般、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付、国自整第353号）を一部改正して、指定自動車整備事業の指定に係る基準（指定自動車整備事業の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2種整備工場）の認定に係る基準を含む。）において大型車を扱う事業場の工員数については、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合にあつては、4人以上と緩和したところです。

これに伴い、大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知をお願い致します。

事務連絡
令和7年7月9日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

今般、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付、国自整第353号）「以下、指導要領という。」を一部改正して、指定自動車整備事業の指定に係る基準（指定自動車整備事業の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2種整備工場）の認定に係る基準を含む。）において大型車を扱う事業場の工員数については、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合にあっては、4人以上と緩和したところです。

これに伴い、大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について、別紙のとおり整理しましたので業務の参考としてください。

なお、関係団体あて別添のとおり通知しております。

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

工員数緩和要件を満たす事例について、次の1.～3.の各号に示すいずれかの事例をヒアリング等適切な方法により確認できれば、各要件を満たすと判断して差し支えありません。

なお、各事例は一例として示したものであり、その他の事例を否定するものではありません。

1. 「合理的な管理体制が適切に確保されているもの」について

- (1) 工員数に応じた作業指示が行われ、作業工程の進捗状況や点検整備の作業内容を管理できる体制を構築している。
- (2) 入庫・業務管理システムの導入等により、工員数に応じた入庫台数や業務量を適切に管理できる体制を構築している。
- (3) その他、合理的な管理体制を適切に確保・維持するための取り組みを自主的に実施している。

2. 「工員の処遇が適切に確保されていること」について

- (1) 給与及び労働条件（労働時間、休暇取得、福利厚生など）が工員数の緩和以前と比較して同水準以上を確保している。
- (2) 工員の長時間労働を抑制するための取り組みを実施している。
- (3) 工員の作業負担（重労働の軽減、危険作業の削減など）が少なくするための取り組みを実施している。
- (4) 工員の労働環境が向上する取り組みを実施している。
- (5) 指導要領に定義している省力化機器以外にも省力化に資する設備や機器を導入している。
- (6) 工員の安全衛生管理について適切に確保するための取り組みを実施している。
- (7) その他、工員の処遇を適切に確保するための取り組みを自主的に実施している。

3. 「工員の質が適切に確保されていること」について

- (1) 一級自動車整備士資格保有者を確保している。
- (2) 二級自動車整備士資格保有者を2人以上確保している。
- (3) 自動車の整備技術の向上やその他業務に関するスキルアップを図るため、工員に対して継続した教育（法令に基づく研修は除く。）を実施している。
- (4) 工員の安全衛生管理について適切な教育を実施している。
- (5) その他、工員の質を適切に確保するための定期的な取り組みを自主的に実施している。

国自整第85号の2
令和7年7月8日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課長
(公印省略)

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いについて

標記について、点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いを別紙のとおり定めましたので、傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

なお、「指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて」（平成30年4月19日付け国自整第29号の2）は本通達をもって廃止いたします。

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の
電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱い

第1 用語の定義

1. 「点検整備記録簿等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第1項及び第2項に基づいて自動車（法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の使用者又は当該自動車の使用者から当該自動車の点検整備の依頼を受けた自動車特定整備事業者が作成する点検整備記録簿、法第91条第1項に基づいて自動車特定整備事業者が作成する特定整備記録簿及び法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
2. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
3. 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
4. 「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録に係る記録媒体をいい、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる記録メディアをいう。
5. 「スマートフォン等の電子媒体」とは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体をいう。
6. 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。
7. 「政令」とは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」（平成17年政令第8号）をいう。

第2 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項等

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項
 - (1) 点検整備記録簿等^{※1}の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること。（施行規則第6条）
 - (2) 点検整備記録簿等^{※2}の書面の保存に代えて電磁的記録により保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）

- ① 第2 1. (1)の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 点検整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) 点検整備記録簿等^{※2}を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
- (4) 第2 1. (3)により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第10条の2に定める様式であること。
- ※1 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の作成（記載）義務は負っていない。もっとも、自動車の使用者から依頼を受けて法第48条の点検又は整備をした場合、通常、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿を作成するため、1. (1)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
- ※2 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の保存義務は負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が自主的に点検整備記録簿の電磁的記録を保存する場合もあるため、1. (2)及び(3)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
- (5) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン
- (1) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、点検整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
 - (2) 点検整備記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができる措置を講じること。
 - (3) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、当該電磁的記録の作成、保存、更新及び消去の日時、更新の場合は更新した箇所並びにその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
 - (4) 点検整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は電磁的記録媒体は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。

(5) 保存した点検整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

3. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

(1) 整備記録システムの技術面の安全対策

① 次の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。

- ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
- ・ 整備主任者に係る権限
- ・ 点検整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限

② 電磁的記録を保存する機器に直接接続されたスマートフォン等の電子媒体が、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。

③ 整備記録システムは、点検整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力漏れ及び誤操作を防止すること。

(2) 整備記録システムの運用面の安全対策

① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において次の項目を定めること。

- ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
- ・ 電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理

② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。

(3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

4. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合^{※3}の遵守事項

(1) 特定整備記録簿の写しの書面の交付に代えて電磁的記録により交付する場合、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者のスマートフォン等の電子媒体から自動車の使用者のスマートフォン等の電子媒体に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しの電子データを送信する方法、自動車の使用者が自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が管理するウェブサイトやクラウド等にアクセスするなどして特定整備記録簿の写しの電子データ

をダウンロードする方法又は当該電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付すること（施行規則第11条第1項）。

(2) 第2 4.(1)の方法により交付した特定整備記録簿の写しの電子データは、自動車の使用者がこれを出力することにより、書面を作成することができるようにすること（施行規則第11条第2項）。

(3) 特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付しようとするときは、あらかじめ、自動車の使用者に対して、(1)のいずれの方法により交付することを予定しているかを示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと（施行規則第12条及び政令第2条第1項）。

(4) (3)の承諾が得られなかった場合又は(3)の承諾を得た後に自動車の使用者から当該承諾を撤回する旨の申出があった場合、当該自動車の使用者に対して、特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付してはならないこと（政令第2条第2項）。

(5) 特定整備記録簿の写しを電磁的記録による交付する自動車の使用者に対して、スマートフォン等の電子媒体を用いて特定整備記録簿の写しの電子データを閲覧する方法、直ちに明瞭な状態で当該電子媒体の映像面にこれを表示する方法、特定整備記録簿の写しの電子データに係る書面を作成する方法等を教示すること。

※3 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も、点検整備記録簿及び指定整備記録簿並びにこれらの写しの交付義務を負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が事実上、自動車の使用者に対して、点検整備記録簿若しくは指定整備記録簿又はこれらの写しを交付することもあり、その場合には本項目に準じるものとする。

第3 自動車の使用者の遵守事項等

1. 自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

(1) 点検整備記録簿の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること（施行規則第6条）。

(2) 点検整備記録簿の書面の保存（点検整備記録簿を自動車に備え置くことにより保存することをいう。以下同じ。）に代えて電磁的記録より保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと（施行規則第4条）。

① 第3 1.(1)の方法をもって調製するファイルを保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

② 点検整備記録簿をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

- (3) 点検整備記録簿を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること（施行規則第4条）。
- (4) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

2. 自動車の使用者による点検整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に係るQ & A

問1 点検整備記録簿の電磁的記録のファイル形式に決まりはあるか。

(答)

- 電磁的記録のファイル形式に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に（例えば、法第54条第4項に基づく地方運輸局長等による点検整備記録簿の確認など）、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問2 クラウド上に点検整備記録簿の電磁的記録を保存し、必要に応じてスマートフォン等からアクセスして確認することは、法第49条第1項の「備え置き」に該当するか。

(答)

- 電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が点検整備記録簿に係る情報を速やかに把握でき、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、法第49条第1項の「備え置き」に該当する。

問3 点検整備記録簿の電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはあるのか。

(答)

- 電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問4 問1～問3の答にいう「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」の内容如何。

(答)

- 「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当する例は、次のとおりとする。
 - ✓ 直ちに、スマートフォン等の電子媒体自体に保存した点検整備記録簿の電

磁的記録を当該媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者（自動車の使用者以外の者をいう。以下同じ。）が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容（法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに自動車点検基準第 4 条第 1 項に規定する事項。以下同じ。）を読み取れるようにすること

- ✓ 直ちに、点検整備記録簿の電磁的記録を保存した SD カードや USB メモリ等をスマートフォン等の電子媒体に接続して、当該電子媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ✓ 直ちに、クラウドに保存した点検整備記録簿の電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ただし、次の場合には、「地方運輸局長等から求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当しない（ゆえに、点検整備未実施と取り扱う）ものとする。
 - ✓ 点検整備記録簿の電磁的記録を表示することのできるスマートフォン等の電子媒体を携行しているものの、当該媒体の故障、バッテリー切れ、電波の状況等、その理由の如何を問わず、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合
 - ✓ スマートフォン等の電子媒体の操作に不慣れであり、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

国自整第83号の2
令和7年7月8日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、了知するとともに遺漏のないよう周知願います。

国自整第 83 号
令和 7 年 7 月 8 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について

今般、「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」（平成 31 年 3 月 29 日付け国自整第 326 号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」(平成31年3月29日付け国自整第326号)の一部改正について
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>国自整第326号 平成31年3月29日 <u>国自整第83号</u> <u>最終改正 令和7年7月8日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について</p> <p>本文(略)</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車特定整備事業関係(別添) 第1号様式(認証)自動車特定整備事業の認証新規申請書 第2号様式(認証)自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書 以下、(略) 2. 指定自動車整備事業関係(別添) 第1号様式(指定)指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式(指定)指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書 以下、(略) 3. 優良自動車整備事業関係(別添) 	<p>国自整第326号 平成31年3月29日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について</p> <p>本文(略)</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車特定整備事業関係(別添) 第1号様式(認証)自動車特定整備事業の認証新規申請書 第2号様式(認証)自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書 以下、(略) 2. 指定自動車整備事業関係(別添) 第1号様式(指定)指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式(指定)指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書 以下、(略) 3. 優良自動車整備事業関係(別添)

新	旧
<p>第1号様式（優良）優良自動車整備事業者認定申請書 以下、（略）</p> <p>附則（平成31年3月29日 国自整第326号） 本規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和元年6月28日 国自整第42号） 改正後の通達については、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附則（令和2年3月13日 国自整第334号） 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）は、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和3年4月27日 国自整第24号） 本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和5年3月27日 国自整第270号） 本改正規定は、令和5年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p><u>附則（令和7年7月8日 国自整第83号）</u> <u>本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる（施行日において申請しているものに限る。）。</u></p>	<p>第1号様式（優良）優良自動車整備事業者認定申請書 以下、（略）</p> <p>附則（平成31年3月29日 国自整第326号） 本規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和元年6月28日 国自整第42号） 改正後の通達については、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附則（令和2年3月13日 国自整第334号） 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）は、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和3年4月27日 国自整第24号） 本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和5年3月27日 国自整第270号） 本改正規定は、令和5年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p><u>附則（令和7年7月8日 国自整第83号）</u> <u>本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定による様式は、なお従前の例による（施行日において申請しているものに限る。）。</u></p>

新	旧
<p>(別添) 1. 自動車特定整備事業関係 第1号様式 (認証) 自動車特定整備事業の認証新規申請書 本文 (略) 1-① ~ 8 (略)</p>	<p>(別添) 1. 自動車特定整備事業関係 第1号様式 (認証) 自動車特定整備事業の認証新規申請書 本文 (略) 1-① ~ 8 (略)</p>

新		旧	
9 作業機械等			
作業機械	名称	型式・能力等	数量
作業計器	サーキット・テスタ		
	比重計又はバッテリー・テスタ		
	コンプレッション・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)	
	ハンディ・バキューム・ポンプ		
	エンジン・タコ・テスタ又は整備用スキャンツール		
	タイミンゲ・ライト又は整備用スキャンツール		
点検計器及び点検装置	シツクネス・ゲージ		
	ダイヤル・ゲージ		
	(削除)		
	(削除)		
	(削除)		
	タイヤ・ゲージ		
	換車装置		
	一酸化炭素測定器		
	炭化水素測定器		
	整備用スキャンツール		
工具	(略)		
備考			
10 (略)			
9 作業機械等			
作業機械	名称	型式・能力等	数量
作業計器	サーキット・テスタ		
	比重計又はバッテリー・テスタ		
	コンプレッション・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)	
	ハンディ・バキューム・ポンプ		
	エンジン・タコ・テスタ又は整備用スキャンツール		
	タイミンゲ・ライト又は整備用スキャンツール		
点検計器及び点検装置	シツクネス・ゲージ		
	ダイヤル・ゲージ		
	(削除)		
	(削除)		
	(削除)		
	タイヤ・ゲージ		
	換車装置		
	一酸化炭素測定器		
	炭化水素測定器		
	整備用スキャンツール		
工具	(略)		
備考			
10 (略)			

新		旧	
第2号様式 (認証) 自動車特定整備事業の変更 (届出・申請) 書 本文 (略) 1 ~ 10-② (略) 1.1 作業機械等		第2号様式 (認証) 自動車特定整備事業の変更 (届出・申請) 書 本文 (略) 1 ~ 10-② (略) 1.1 作業機械等	
作業機械	名称	名称	数量
作業計器	サークキット・テスタ	サークキット・テスタ	
	<u>比重計又はバッテリー・テスタ</u>	<u>比重計</u>	
	コンプレッション ゲージ	コンプレッション ゲージ	
	(加圧用)	(加圧用)	
	(シール用)	(シール用)	
	ハンディ・バキューム・ポンプ	ハンディ・バキューム・ポンプ	
	<u>エンジン・タコ・テスタ又は 整備用スキャンツール</u>	<u>エンジン・タコ・テスタ</u>	
	<u>タミニング・ライト又は 整備用スキャンツール</u>	<u>タミニング・ライト</u>	
点検計器 及び 点検装置	シツクネス・ゲージ	シツクネス・ゲージ	
	ダイヤル・ゲージ	ダイヤル・ゲージ	
	<u>(削除)</u>	<u>トーイン・ゲージ</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>キヤンバ・キヤスタ・ゲージ</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>ターニンガ・ラジマス・ゲージ</u>	
	ダイヤ・ゲージ	ダイヤ・ゲージ	
	検車装置	検車装置	
	一酸化炭素測定器	一酸化炭素測定器	
	炭化水素測定器	炭化水素測定器	
	整備用スキャンツール	整備用スキャンツール	
工具	(略)	(略)	
備考			

新		旧	
2. 指定自動車整備事業関係		2. 指定自動車整備事業関係	
第1号様式(指定)		第1号様式(指定)	
指定自動車整備事業の指定新規申請書		指定自動車整備事業の指定新規申請書	
本文(略)		本文(略)	
1-①～3(略)		1-①～3(略)	
4-① 機械・工具及び計器類		4-① 機械・工具及び計器類	
項目	数	項目	数
オイル・バケツトポンプ		オイル・バケツトポンプ	
ホイール・バランサ		ホイール・バランサ	
フリー・ローラ		フリー・ローラ	
ラジエータ・キャップ・テストタ		ラジエータ・キャップ・テストタ	
電子計測機器		電子計測機器	
検車装置		検車装置	
省力化機器(大型車)		(新設)	
		電動クレーン又はトラク スマシヨン・ジャッキ	
		ホイールドロー	
		増力装置付きシガナルク トルクレンヂ又はトルク 設定型インパクトレンヂ	
〔注〕省力化機器(大型車)欄については、工具数4名で大型車を扱う事業場の場合に記載すること。			
4-②～5-③(略)		4-②～5-③(略)	
第2号様式(指定)		第2号様式(指定)	
指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書		指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書	
本文(略)		本文(略)	
1-①～5-③(略)		1-①～5-③(略)	

新		旧	
<u>6 省力化機器</u>			
省力化機器の名称	数	数	能力
電動クレーン又はトランスミッシヨン・ジャッキ			
ホイールドーリー			
増力装置付きシグナル式トルククレンチ又はトルク設定型インパクトクレンチ			
<small>(注)工員数4名で大型車を扱う事業場であって、変更申請の場合に記載すること。</small>			
3. 優良自動車整備事業関係 第1号様式 (優良) 優良自動車整備事業者認定申請書			
本文 (略)			
1 ~ 4-①I (略)			
4-①II 整備用・検査用機械器具設備 (二種整備工場の記載項目)			
オイル・バケットポンプ			
ホイール・バランサ			
フリー・ローラ			
ラジエータ・キャップ・テスト			
電子計測機器			
検車装置			
省力化機器 (大型車)			
電動クレーン又はトランスミッシヨン・ジャッキ			
ホイールドーリー			
増力装置付きシグナル式トルククレンチ又はトルク設定型インパクトクレンチ			
<small>(注)省力化機器 (大型車) 欄については、工員数4名で大型車を扱う事業場の場合に記載すること。</small>			
以下、(略)			

新		旧	
<u>(新設)</u>			
3. 優良自動車整備事業関係 第1号様式 (優良) 優良自動車整備事業者認定申請書			
本文 (略)			
1 ~ 4-①I (略)			
4-①II 整備用・検査用機械器具設備 (二種整備工場の記載項目)			
オイル・バケットポンプ			
ホイール・バランサ			
フリー・ローラ			
ラジエータ・キャップ・テスト			
電子計測機器			
検車装置			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
以下、(略)			

国自整第 98 号の 2
令和 7 年 7 月 17 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

国 自 整 第 98 号
令和 7 年 7 月 17 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」の一部改正について

今般、独立行政法人自動車技術総合機構（以下、自動車機構という）が提供する OBD 検査システムの改修により OBD 検査結果の削除機能が追加されたところ。

これに伴い、当該削除機能の活用方法を明確化するため「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」(令和 6 年 3 月 28 日付け、国自整第 278 号)
の一部改正について
(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>国自整第 278 号 令和 6 年 3 月 28 日 <u>国自整第 98 号</u> <u>最終改正 令和 7 年 7 月 17 日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 について</p> <p>令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、 自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守す べき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるところに、遺漏なきよう 取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり り通知したので申し添える。</p>	<p>国自整第 278 号 令和 6 年 3 月 28 日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 について</p> <p>令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、 自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守す べき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるところに、遺漏なきよう 取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり り通知したので申し添える。</p>

別添	別添
<p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. OBD 検査システムの利用方法</p> <p>自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について</p> <p>指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用スキャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。</p> <p>② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた自らの事業場の敷地内において実施されたものとのみならず。</p> <p>(5) 検査用スキャンツールの借用使用について</p>	<p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. OBD 検査システムの利用方法</p> <p>自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について</p> <p>指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用スキャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。</p> <p>② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとのみならず。</p> <p>(5) 検査用スキャンツールの借用使用について</p>

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキヤンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキヤンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた自らの事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

①～② (略)

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。なお、③、④に掲げる事項を遵守するにあたり、OBD 検査結果参照システムによる削除機能を活用してもよい。

① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

② OBD 確認は認証を受けた自らの事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた自らの事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。

③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキヤンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキヤンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

①～② (略)

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。

① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。

③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備

又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。

(5) (略)

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

(1) (略)

(2) 検査対象車両への VCI の取り付け、取り外し及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. (略)

附則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号）
この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 7 月 17 日付け国自整第 98 号）
この通達は、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。

又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。

(5) (略)

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

(1) (略)

(2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. (略)

附則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号）
この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(新設)

事 務 連 絡
令和7年7月17日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課 整備事業班長

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて（周知依頼）

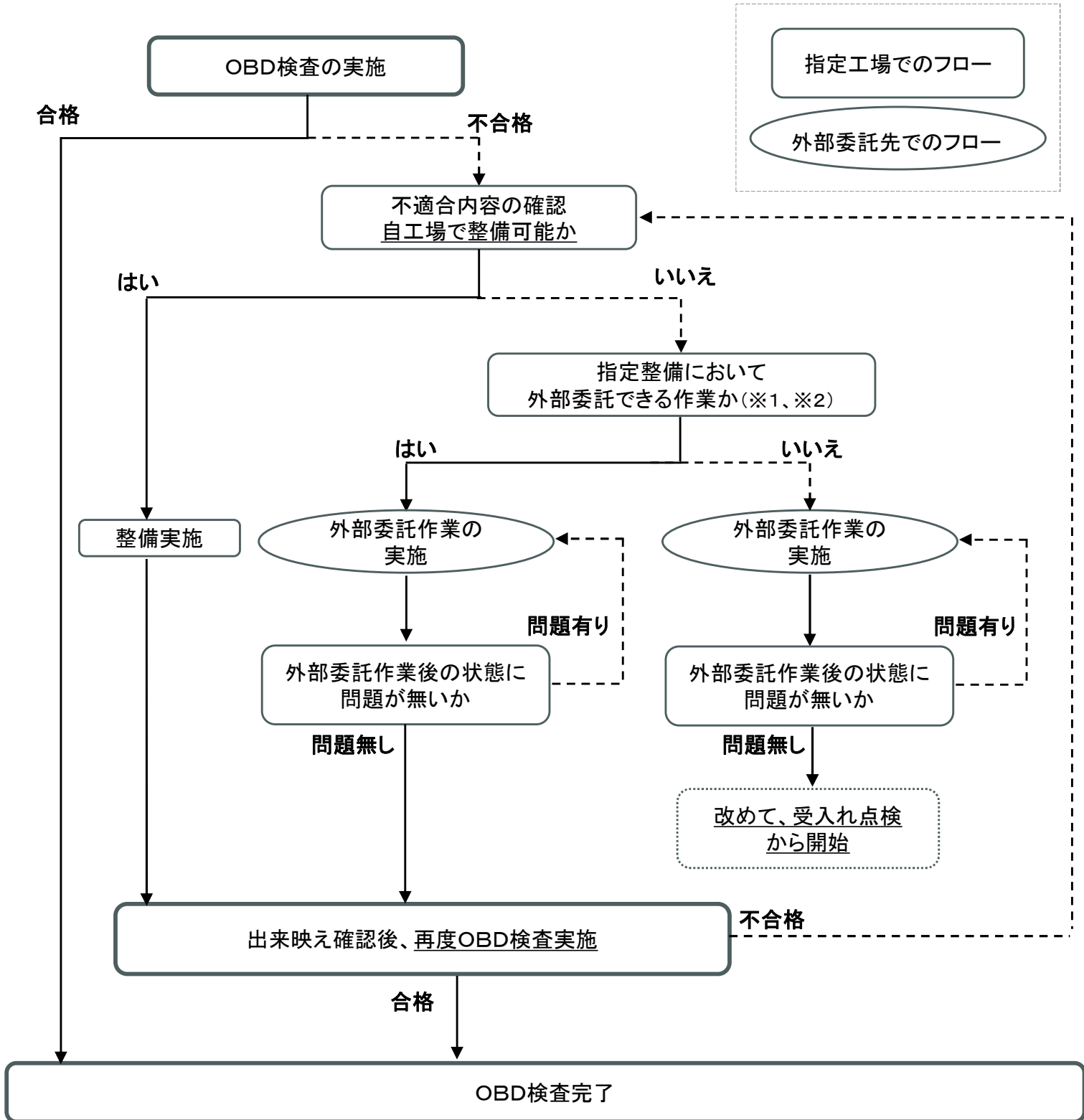
標記について、令和6年10月より自動車の検査に導入された電子装置の検査（OBD検査）については、その適確な運用のため、指定工場において検査を実施する場合にあっては、適切なフローに則った取扱いを行うことが重要です。

については、指定工場におけるOBD検査の判定フローを別添のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。なお、当該フローは、国土交通省ホームページ（※）へも掲載する予定です。

※OBD 検査を実施するにあたって（整備事業者向け）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html

指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 ・鍛冶 ・メッキ ・溶接 ・タイヤの修理 ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 ・計器の修理 ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 DTCを消去する作業のみであれば、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能
 例) 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテルが点灯、その後テルテルは消灯しても特定DTCが残る現象」
 について、当該特定DTCを消去する作業

事 務 連 絡
令和7年8月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記について、各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長あてに別添のとおり通知したのでお知らせします。

事務連絡
令和7年8月6日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記については、「指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について」（平成24年3月14日付、国自整第156号）記2.に基づき、「指定自動車整備事業点検表について」（平成24年3月23日付、事務連絡）により通知したところですが、今般、別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、事業者の指導に活用されますようお願いいたします。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別添のとおり通知したので申し添えます。

「指定自動車整備事業点検表について」新旧対照表

新															旧																															
指定自動車整備事業 点検表															指定自動車整備事業 点検表																															
※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長・事業場管理責任者等)															※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長・事業場管理責任者等)																															
指定番号	点検日 令和 年 月 日														実施者	指定番号	点検日 令和 年 月 日														実施者															
事業場名	対象自動車														条件	重量	kg以下	kg以下・未満	その他条件	事業場名	対象自動車														条件	重量	kg以下	kg以下・未満	その他条件							
	普通(大)	普通(中)	普通(小)	普通(特)	小四	小三	小二	軽	大特	燃料等	大特	普通(大)	普通(中)	普通(小)							普通(特)	小四	小三	小二	軽	大特	燃料等	大特																		
工具数(台)	名	内訳	1級整備士※				2級整備士※				3級整備士※				整備士保有率(A)/(B)	自動 車 検 査 員	名	内訳	1級整備士※				2級整備士※				3級整備士※				整備士保有率(A)/(B)	自動 車 検 査 員	名	内訳	1級整備士※				2級整備士※				3級整備士※			
			名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名					名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名					名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい方で集計する。															※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい方で集計する。																															
I 認証関係	確認項目															通	否	備考	確認項目															通	否	備考										
	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか															通	否		1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか															通	否											
	2 整備主任者に委任している者に任せて研修を授けさせているか															通	否		2 整備主任者に委任している者に任せて研修を授けさせているか															通	否											
	3 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか															通	否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注(機内外注を除く)した場合を除く。	3 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか															通	否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注(機内外注を除く)した場合を除く。										
	4 認証工具等認証基準に適合するよう設備の維持及び管理を行っているか															通	否		4 認証工具等認証基準に適合するよう設備の維持及び管理を行っているか															通	否											
	5 外注作業について適切に運用されているか															通	否	外注している場合に限る。 (電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、当該部分の整備記録簿が必須))	5 外注作業について適切に運用されているか															通	否	外注している場合に限る。 (電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、当該部分の整備記録簿が必須))										
	6 電子制御装置整備に必要な整備技術情報入手できる体制があるか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。	6 電子制御装置整備に必要な整備技術情報入手できる体制があるか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。										
	7 整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が実施されているか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。	7 整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が実施されているか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。										
	8 エーミング作業が適切に実施されているか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。	8 エーミング作業が適切に実施されているか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。										
	9 電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の適用はないか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。	9 電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の適用はないか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。										
	10 離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。	10 離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。										
	11 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か															通	否		11 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か															通	否											
	12 完成検査場で空ガス、フロンガスの取外し作業が実施されているか															通	否		12 完成検査場で空ガス、フロンガスの取外し作業が実施されているか															通	否											
	II 事業場全般	1 指定基準(工具数(4名以上)以上、対象自動車(車両重量8トン以上、最大稼働量8トン以上又は乗車定員30人以上)の車両を含む)に適合しているか(※15は含まない)															通	否		1 指定基準(工具数(4名以上)以上、対象自動車(車両重量8トン以上、最大稼働量8トン以上又は乗車定員30人以上)の車両を含む)に適合しているか(※15は含まない)															通	否										
		2 屋内作業場、完成検査場等に変更はないか															通	否		2 屋内作業場、完成検査場等に変更はないか															通	否										
3 検査用設備に変更はないか															通	否		3 検査用設備に変更はないか															通	否												
4 整備・点検作業場として区分けしている作業場以外(道路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っているか															通	否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。	4 整備・点検作業場として区分けしている作業場以外(道路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っているか															通	否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。											
5 事業場の体制が常に事業場総則により明確化されているか															通	否		5 事業場の体制が常に事業場総則により明確化されているか															通	否												
6 管理規程が実務に即応し、適切に管理下のもと業務が行われているか															通	否		6 管理規程が実務に即応し、適切に管理下のもと業務が行われているか															通	否												
7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か															通	否		7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か															通	否												
8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか															通	否		8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか															通	否												
9 認証・指定標準を「点検」見易いように掲示しているか															通	否		9 認証・指定標準を「点検」見易いように掲示しているか															通	否												
10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか															通	否		10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか															通	否												
11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか															通	否		11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか															通	否												
12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造はないか															通	否		12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造はないか															通	否												
13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可なく工場を使用していないか															通	否		13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可なく工場を使用していないか															通	否												
14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか															通	否		14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか															通	否												
15 指定整備において、自事業場以外の工具が作業していないか															通	否	自動車特定整備事業者等に対する事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付国土製第197号)に基づき業務支援を除く。	15 指定整備において、自事業場以外の工具が作業していないか															通	否	自動車特定整備事業者等に対する事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付国土製第197号)に基づき業務支援を除く。											
16 各種システムのロギングに必要に応じてログが適切に管理され、登録情報が最新であるか															通	否		16 各種システムのロギングに必要に応じてログが適切に管理され、登録情報が最新であるか															通	否												
III 保安基準適合証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また内蔵交付の処理は適切か															通	否		1 事業場管理責任者自らが交付し、また内蔵交付の処理は適切か															通	否											
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか															通	否		2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか															通	否											
	3 書留等及び交付しない保安基準適合証は未採集、編成されているか															通	否		3 書留等及び交付しない保安基準適合証は未採集、編成されているか															通	否											
	4 保安基準適合証(車検)及び保安基準適合証(電子制御)の出納管理(採集受納簿、交付台帳の記載等)は適切に行われているか															通	否		4 保安基準適合証(車検)及び保安基準適合証(電子制御)の出納管理(採集受納簿、交付台帳の記載等)は適切に行われているか															通	否											
	5 保安基準適合証(車検)及び保安基準適合証(電子制御)の保管は適切に行われているか															通	否		5 保安基準適合証(車検)及び保安基準適合証(電子制御)の保管は適切に行われているか															通	否											
	6 事業者印の管理は適切に行われているか															通	否		6 事業者印の管理は適切に行われているか															通	否											
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び関係者へ委任されているか															通	否		7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び関係者へ委任されているか															通	否											
	8 検査員が休みの日に適合証の確認がされていないか															通	否		8 検査員が休みの日に適合証の確認がされていないか															通	否											
	9 適合証が一度交付された車両に再交付証明がされていないか															通	否		9 適合証が一度交付された車両に再交付証明がされていないか															通	否											
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自簡査保持に適切に加入しているか															通	否		10 保安基準適合証を交付した車両は、自簡査保持に適切に加入しているか															通	否											
11 電子保安基準適合証システムのロギングに必要に応じてログが適切に管理されているか															通	否		11 電子保安基準適合証システムのロギングに必要に応じてログが適切に管理されているか															通	否												
IV 車検の準備	1 受入点検の結果が記録されているか															通	否		1 受入点検の結果が記録されているか															通	否											
	2 保安基準に適合しない(車両(不正改造を含む))が入庫した際に適切に対応しているか															通	否		2 保安基準に適合しない(車両(不正改造を含む))が入庫した際に適切に対応しているか															通	否											
	3 作業指示は適切に行われ、確認作業が実施されているか															通	否		3 作業指示は適切に行われ、確認作業が実施されているか															通	否											
	4 完成検査が関係法令等に基づき実施されているか、その記録が確実に指定整備記録簿に記されているか															通	否		4 完成検査が関係法令等に基づき実施されているか、その記録が確実に指定整備記録簿に記されているか															通	否											
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか															通	否		5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか															通	否											
	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理が行われているか															通	否		1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理が行われているか															通	否											
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか															通	否		2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか															通	否											
	3 保安基準適合証に押印する印の管理が確認されているか															通	否		3 保安基準適合証に押印する印の管理が確認されているか															通	否											
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか															通	否		4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか															通	否											
	5 自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っているか															通	否		5 自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っているか															通	否											
6 自動車検査員と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明しているか															通	否		6 自動車検査員と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明しているか															通	否												
7 検査又は整備が完了していない(車両)に証明しているか															通	否		7 検査又は整備が完了していない(車両)に証明しているか															通	否												
8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか															通	否		8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか															通	否												
9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか															通	否		9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか															通	否												
10 保安基準に適合しない(車両(不正改造等))に証明しているか															通	否		10 保安基準に適合しない(車両(不正改造等))に証明しているか															通	否												
11 検査の年月日を適切に証明しているか															通	否		11 検査の年月日を適切に証明しているか															通	否												
12 検査用設備が故障しているに検査が行われていないか															通	否		12 検査用設備が故障しているに検査が行われていないか															通	否												
13 検査用設備の能力を超えた車両を検査し、証明しているか															通	否		13 検査用設備の能力を超えた車両を検査し、証明しているか															通	否												
V 指定整備記録簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか															通	否		1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか															通	否											
	2 保安基準適合証及び自動車検査員の記載事項との整合性はとれているか															通	否		2 保安基準適合証及び自動車検査員の記載事項との整合性はとれているか															通	否											
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか															通	否		3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか															通	否											
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか															通	否	電子制御装置整備の認証を取った場合に限る。										
	5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか															通	否		5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか															通	否											
VI 検査用検査器具	1 1日1回の始業点検は実施されているか															通	否		1 1日1回の始業点検は実施されているか															通	否											
	2 社内規程に基づき検査用検査器具の定期点検が実施されているか															通	否		2 社内規程に基づき検査用検査器具の定期点検が実施されているか															通	否											
	3 保守管理の記録は適切に行われているか															通	否		3 保守管理の記録は適切に行われているか															通	否											
	4 検査用検査器具の校正(検定)の有効期間が切れていないか															通	否		4 検査用検査器具の校正(検定)の有効期間が切れていないか															通	否											
	5 検査用検査器具の校正結果成績書は、適切に保存されているか															通	否		5 検査用検査器具の校正結果成績書は、適切に保存されているか															通	否											
VII その他	1 資格記録表、会議・教育記録表を備え付け、記録されているか															通	否		1 資格記録表、会議・教育記録表を備え付け、記録されているか															通	否											
	2 社内教育・研修を定期に行っているか															通	否		2 社内教育・研修を定期に行っているか															通	否											
	3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか															通	否		3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか															通	否											
	4 検査作業と整備作業が分離されているか															通	否		4 検査作業と整備作業が分離されているか															通	否											
	5 電子保安基準適合証を交付(保通情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか															通	否		5 電子保安基準適合証を交付(保通情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか															通	否											

事務連絡
令和7年8月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

輸入車の OBD 検査開始について（協力依頼）

令和6年10月1日に本格運用が開始された OBD 検査にあつては、本年10月1日よりその対象が輸入車まで拡大される所、各地方運輸局、沖縄総合事務局による確認の結果、輸入車を主に扱う指定自動車整備事業者について、OBD 検査システムへの登録が完了していない等、OBD 検査を行うための準備が未だ整っていない事業者が散見される所です。

ついては、下記の輸入車の OBD 検査開始及び OBD 検査を行うために必要となる準備について、傘下会員に周知するようお願い申し上げます。

記

1. 輸入車の OBD 検査開始

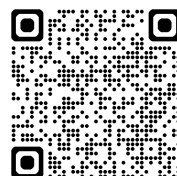
- ・令和7年10月1日より、輸入車の OBD 検査が開始されます。
- ・指定自動車整備事業者にあつては、OBD 検査が必要な車両について漏れなく OBD 検査を実施されるようご注意ください。

2. OBD 検査を行うために必要となる準備

- ・OBD 検査の開始には検査用スキャンツールの備え付けのみでなく、OBD 検査システムへの登録をはじめとした諸手続・作業が必要となります。
- ・OBD 検査に必要な準備等については、(独)自動車技術総合機構が提供している「OBD 検査ポータル」にてご確認ください。

(OBD 検査ポータル 検査の実施準備)

<https://www.obd.naltec.go.jp/preparation/>



一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

自動車整備業における適正取引の徹底について

自動車整備業における適正取引の推進については、令和6年5月13日付け国自整第47号にて依頼したところです。引き続き、貴会におかれては、会員企業に対して、特に次の点に留意するとともに、整備作業を外注する場合等における下請事業者に対して公正な競争を阻害するおそれのある行為をしないよう周知をお願いします。

記

1. 労務費指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）に抵触する恐れがあること。
2. 下請事業者に対して、親事業者が自己の一方的な都合により契約で定めた対価の減額を行うこと、一方的に著しく低い対価での取引を要請する等の行為をしないこと。
3. 下請事業者には責任がないにもかかわらず、親事業者が一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定める等の行為をしないこと。
4. 親事業者は下請事業者に対して、次の費用を適切に支払うこと。
 - (i) 親事業者と下請け事業者との間で交換部品を運送する費用
 - (ii) 不要となった部品を廃棄処分する費用

参照条文

■ 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

■ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二条

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

自動車整備業における適正取引のさらなる徹底について

自動車整備業における下請事業者に対する適正取引について、令和7年4月30日付け国自整第32号及び令和7年9月2日付け国自整第116号において会員企業に対し、次の点に留意するよう周知徹底を依頼したところです。

このような中、本日、公正取引委員会及び中小企業庁より、令和7年4月以降実施した「自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査結果」が公表されました。貴会におかれては、会員企業に対して、集中調査の結果を周知するとともに、整備作業を外注する場合等における下請事業者に対して公正な競争を阻害するおそれのある行為をしないよう、改めて徹底をお願いします。

記

1. 労務費指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）に抵触する恐れがあること。
2. 下請事業者に対して、親事業者が自己の一方的な都合により契約で定めた対価の減額を行うこと、一方的に著しく低い対価での取引を要請する等の行為をしないこと。
3. 下請事業者には責任がないにもかかわらず、親事業者が一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定める等の行為をしないこと。
4. 親事業者は下請事業者に対して、次の費用を適切に支払うこと。
 - (i) 親事業者と下請け事業者との間で交換部品を運送する費用
 - (ii) 不要となった部品を廃棄処分する費用
 - (iii) 下請け事業者が修理顧客に代車を貸し出した場合の費用

参照条文

■ 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

■ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二条

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

事務連絡
令和7年9月22日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 御中

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課

検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における
OBD 検査の有効性の取扱い等について (周知)

OBD 検査及び OBD 確認 (以下「OBD 検査等」という。) の実施に当たっては、指定自動車整備事業規則 (昭和 37 年運輸省令第 49 号) 第 2 条第 1 項第 2 号に定める自動車検査用機械器具 (以下「検査器具」という。) として (一社) 日本自動車機械工具協会 (以下「機工協」という。) が行う型式認定を受けた検査用スキャンツールを使用することとしている。また、検査用スキャンツールの製作者等は、型式認定を受けた検査用スキャンツールの構造、装置又は機能を変更しようとする場合には、機工協が定めるところにより、構造等変更試験を受けなければならないこととされている。

他方で、検査用スキャンツールの製作者等は、その製作した検査用スキャンツールについて技術基準等に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合等には、速やかにソフトウェアアップデート等の改善措置 (以下単に「改善措置」という。) を講じる必要がある。

したがって、検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における OBD 検査の有効性や事前に OBD 検査等を実施した車両に対する独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会 (以下「機構等」という。) における基準適合性審査等については、別紙 1、2 のとおり取り扱うものとする。

型式認定を受けた検査用スキャンツールにおける OBD 検査の有効性等

1. 検査器具としての取扱い

型式認定を受けた検査用スキャンツールについては、そのバージョン等が認定された旨の事実が機工協において公表された時点から、検査器具として取り扱って差し支えない。

2. OBD 検査等の有効性

機工協がバージョン等について認定を行って間もない検査用スキャンツールについては、OBD 検査システムへの型式認定情報の反映に所定の時間がかかることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に「お使いの検査用スキャンツールは認定されていない可能性があります。」の文字（以下「非認定メッセージ」という。）が表示される可能性がある。ただし、この場合においても、1. のとおり検査器具として取り扱って差し支えないことから、実施した OBD 検査等の結果は有効として差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」（令和 6 年 3 月 28 日付国自整第 278 号。以下「OBD 取扱規定」という。）7.（2）の規定の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。

検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における OBD 検査の有効性等

1. 検査器具としての取扱い

型式認定を受けた検査用スキャンツールであって、その製作者等が改善措置を講じようとし、又は講じたものは、機工協による構造等変更試験その他の手続（以下「構造等変更試験等」という。）前であっても、検査器具として取り扱って差し支えない。ただし、当該製作者等が、当該検査用スキャンツールが OBD 検査を適切に実施できない状態にあると認め、機工協がその旨を公表した場合、又は機工協が当該検査用スキャンツールの型式認定を取り消した場合は、この限りでない。

2. OBD 検査等の有効性

機工協による構造等変更試験等の前に改善措置が講じられ、ドライバー又はファームウェアのバージョンが変更された検査用スキャンツールについては、型式認定時のバージョンと異なることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に非認定メッセージが表示される。ただし、1. のとおり検査器具として取り扱って差し支えないことから、実施した OBD 検査等の結果は有効として差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、OBD 取扱規定 7. (2) の規定の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。

国自整第125号の2
国官参自保第215号の2
令和7年10月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合
事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周
知徹底をお願いします。

別添

国自整第125号
国官参自保第215号
令和7年10月1日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱
について」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車
第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

新	旧
自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日	自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿
物流・自動車局自動車整備課長 保障制度参事官室長	物流・自動車局自動車整備課長 保障制度参事官室長
自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて	自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。	標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。
附則(略)	附則(略)
<u>附則(令和7年10月1日 国自整第125号、国官参自保第215号)</u> <u>(新設)</u>	<u>附則(新設)</u>
<u>改正後の通達は、令和7年10月1日から施行する。</u>	
別紙 1～4 (略)	別紙 1～4 (略)

別記1 (略)

別記 2

保険会社名称略表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D 損保	萬天損害保険株式会社	萬天
アクサ損害保険株式会社	アクサ	旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日
アヅキユウチオニセナリエス・ビー・エイ	ゼネラリー	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共済
アドリック損害保険株式会社	アドリック	同上 O O (審判標準) 本部	J A O O (審判標準)
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
A I G 損害保険株式会社	A I G	〇〇〇農業協同組合	J A O O O
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	(〇〇 (審判標準) 共済農業協同組合連合会)	
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
S B I 損害保険株式会社	S B I	全国トラック交通共済協同組合連合会	交通連
共栄火災海上保険株式会社	共栄	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
サ・ユ・イ・ガ・ア・カ・ワ・カ・マ・カ・ニ・ウ・カ・ボ・ト	インディア	東北交通共済協同組合	東北交通共済
ジェエイ火災損害保険株式会社	ジェエイ	新潟地方交通共済協同組合	新交協
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
セコム損害保険株式会社	セコム	関東交通共済協同組合	関交協
S O M P O ダイレクト損害保険株式会社	S O M P O ダイレクト	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
旧 セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン	中部交通共済協同組合	中交協
旧 そんぼろ4損害保険株式会社	そんぼろ4	三重県交通共済協同組合	三交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	近畿交通共済協同組合	近畿共済
損害保険契約者保護機構	保護機構	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
損害保険ジャパン株式会社	損害ジャパン	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
大同火災海上保険株式会社	大同	四国交通共済協同組合	四交協
Chubb損害保険株式会社	Chubb	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 エース損害保険株式会社	エース	南九州交通共済協同組合	南九共済
チュールヒューズ・インシュアランスカンパニー	チュールヒ	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
東京海上日動火災損害保険株式会社	東京海上日動火災損害保険株式会社	北海道自動車共済協同組合	北海道自共
旧 アイデザイン損害保険株式会社	アイデザイン	東北自動車共済協同組合	東北自共
東京海上日動火災損害保険株式会社	東京海上日動火災損害保険株式会社	関東自動車共済協同組合	関東自共
日新火災海上保険株式会社	日新	中部自動車共済協同組合	中部自共
三井住友海上火災損害保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西自共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		

別記1 (略)

別記 2

保険会社名称略表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D 損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共済
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 O O (審判標準) 本部	J A O O (審判標準)
アヅキユウチオニセナリエス・ビー・エイ	ゼネラリー	〇〇〇農業協同組合	J A O O O
アドリック損害保険株式会社	アドリック	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
アイデザイン損害保険株式会社	アイデザイン	全国トラック交通共済協同組合連合会	交通連
A I G 損害保険株式会社	A I G	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	東北交通共済協同組合	東北交通共済
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	新潟地方交通共済協同組合	新交協
S B I 損害保険株式会社	S B I	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	関東交通共済協同組合	関交協
サ・ユ・イ・ガ・ア・カ・ワ・カ・マ・カ・ニ・ウ・カ・ボ・ト	インディア	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
ジェエイ火災損害保険株式会社	ジェエイ	中部交通共済協同組合	中交協
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	三重県交通共済協同組合	三交協
セコム損害保険株式会社	セコム	近畿交通共済協同組合	近畿共済
S O M P O ダイレクト損害保険株式会社	S O M P O ダイレクト	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧 セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
旧 そんぼろ4損害保険株式会社	そんぼろ4	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険契約者保護機構	保護機構	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
損害保険ジャパン株式会社	損害ジャパン	南九州交通共済協同組合	南九共済
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
大同火災海上保険株式会社	大同	北海道自動車共済協同組合	北海道自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	東北自動車共済協同組合	東北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	関東自動車共済協同組合	関東自共
チュールヒューズ・インシュアランスカンパニー	チュールヒ	中部自動車共済協同組合	中部自共
東京海上日動火災損害保険株式会社	東京海上日動火災損害保険株式会社	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
旧 アイデザイン損害保険株式会社	アイデザイン	西日本自動車共済協同組合	西自共
東京海上日動火災損害保険株式会社	東京海上日動火災損害保険株式会社		
日新火災海上保険株式会社	日新		
三井住友海上火災損害保険株式会社	三井住友		
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
萬天損害保険株式会社	萬天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

国自情第196号
令和7年10月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

「封印取付委託要領」(平成18年10月4日付国自管第86号局長通達)の新旧対照表

改正案	現行
<p>封印取付委託要領</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託(以下「封印の取付委託」という。)に関しては、同法、同法施行令及び同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)受託者 封印の取付委託を受けた者</p> <p>(2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者</p> <p>(3)乙種受託者 完成検査終了証(以下「完検証」という。)のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付委託を受けた者</p> <p>ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予備検査証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号(以下「登録番号」という。))が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号。以下「登録令」という。))第40条による提示をしたものを除く。)に限る。</p>	<p>封印取付委託要領</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託(以下「封印の取付委託」という。)に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)受託者 封印の取付委託を受けた者</p> <p>(2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者</p> <p>(3)乙種受託者 完成検査終了証(以下「完検証」という。)のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付委託を受けた者</p> <p>ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予備検査証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号(以下「登録番号」という。))が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号。以下「登録令」という。))第40条による提示をしたものを除く。)に限る。</p>

エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づき車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証又は保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づき車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(5) 丁種受託者 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、所属会員である行政書士（自動車登録業務に十分精通した者）が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づき車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示により新規登録を受ける場合
イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づき車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(5) 丁種受託者 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、所属会員である行政書士（自動車登録業務に十分精通した者）が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証又は保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
 イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
 ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合
 エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(委託の範囲)

第3条 封印の取付委託は、事業場毎に行う。

(二以上の運輸支局長等からの委託に係る受託者の要件)
第3条の2 施行規則第13条第3号の国土交通大臣が定める要件は、封印の取付業務を広域的かつ円滑に実施することができ、体制を有することとし、当該要件に該当する者は、行政書士会であつて所属会員である行政書士が第2条第5号アからエまでに掲げる場合に必要となる封印の取付委託を受けようとする者とする。

(封印取付けを行う者)

第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

- (1) 封印取付責任者
 施行規則第15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には次号に定める封印取付担当者等に適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者
 (2) 封印取付担当者

ア 当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
 イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
 ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合
 エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(委託の範囲)

第3条 封印の取付け委託は、事業場毎に行う。

(新設)

(封印取付けを行う者)

第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

- (1) 封印取付け責任者
 施行規則第15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。
 (2) 封印取付け担当者

自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者

- (3) 巡回封印取付け担当者
巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者
- 2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができる。

(封印取付けを行う施設等)

第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

- (1) 甲種受託者
分室
- (2) 乙種受託者
営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター
- (3) 丙種受託者
構成員である自動車販売事業者の店舗
- (4) 丁種受託者
所属する行政書士の事務所

- 2 受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限り。）は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条の保管場所をいう。）等

において行うことができる。

(委託にあたっての考慮事項)

自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

- (3) 巡回封印取付け担当者
巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。
- 2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

(封印取付けを行う施設等)

第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

- (1) 甲種受託者
分室
- (2) 乙種受託者
営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター
- (3) 丙種受託者
構成員である自動車販売事業者の店舗
- (4) 丁種受託者
所属する行政書士の事務所

- 2 受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限り。）は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。）等において行うことができる。

第6条 封印の取付委託を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報報課に報告されたい。

(2) 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付受託者準則)

第7条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付受託者準則」を参考にして封印取付受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付委託書)

第8条 運輸支局長は、封印の取付委託をしたときは、受託者に対して封印取付委託書（別記様式）を交付するものとする。

(委託の制限)

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項

第6条 委託にあたっての考慮事項

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報報課に報告されたい。

(2) 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付受託者準則)

第7条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付受託者準則」を参考にして封印取付受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付委託書)

第8条 運輸支局長は、封印の取付委託をしたときは、受託者に対して封印取付委託書（別記様式）を交付するものとする。

(委託の制限)

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項

(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第52条第2項において準用する場合を含む。)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第10条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局(自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるとする。

第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

(封印作業の再委託及び再々委託)

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があるとき、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第52条第2項において準用する場合を含む。)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第10条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局(自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるとする。

第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

(封印作業の再委託及び再々委託)

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があるとき、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲	作業者	作業範囲
		<p><u>日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業</u>
		<p><u>※1) 自動車登録業務に十分精通した行政書士</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業</u> • <u>他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業</u> • <u>車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封</u>

<p>印の取付け作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合 			
<ul style="list-style-type: none"> その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 変更登録又は移転登録(車両法第14条第1項の規定により当該自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」 	<p>指定整備事業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合)にあっては、当該組合の組合員を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 変更登録又は移転登録(車両法第14条第1項の規定により当該自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」 	<p>指定整備事業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合)にあっては、当該組合の組合員を含む。</p>

<p>に基づくと車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p>	<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<p>に基づくと車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自令第242号、国自令第221号）」に基づくと車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
<p>に基づくと車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p>	<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<p>に基づくと車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自令第242号、国自令第221号）」に基づくと車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合 	<p>2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある と認めるときは、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。</p>

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じて他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

(封印受領証等)

第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第14条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付報告書)

第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付状況に關し封印取付報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 本通達は、令和7年10月31日から施行する。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じて他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

(封印受領証等)

第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第14条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付報告書)

第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付状況に關し封印取付報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 本通達は、令和6年7月1日から施行する。

なお、第12条※1)「自動車登録業務に十分精通した行政書士」については、令和6年10月1日以降は適用しない。

(経過措置)

- 第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日に通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び第5号の丁種受託者としてそれぞれ第8条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。
- 2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者及び乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第7条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式

封印取付け委託書	
受託者の氏名又は名称及び住所	
事業場の名称及び所在地	
委託する業務の範囲	

道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。

年 月 日

運輸支局長 印

「委託する業務の範囲」

- 1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法

別記様式

封印取付け委託書	
受託者の氏名又は名称及び住所	
事業場の名称及び所在地	
委託する業務の範囲	

道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。

平成 年 月 日

運輸支局長 印

「委託する業務の範囲」

- 1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法

第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」
 2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合
 「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」
 3 乙種受託者の場合
 (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
 (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
 (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
 (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合
 (5) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
 4 丙種受託者の場合
 (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
 (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当

第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」
 2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合
 「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」
 3 乙種受託者の場合
 (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
 (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
 (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
 (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合
 (5) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
 4 丙種受託者の場合
 (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
 (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当

該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

(4) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

5 丁種受託者の場合

(1) 自動車登録業務に十分精通した行政書士が自動車ユーザーや自動車販売店等から新規登録、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号））第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）を受け

(2) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項による封印の取付けを行う場合

別記

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付するこ

該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

(4) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

5 丁種受託者の場合

(1) 自動車登録業務に十分精通した行政書士が自動車ユーザーや自動車販売店等から新規登録、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号））第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）を受け

(2) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

別記

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付するこ

封印取付け受託者準則

と。
(2) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者
(封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書
(第1号様式) 2通を提出しなければならない。

(営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

第8条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請等に封印

と。
(2) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者
(封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書
(第1号様式) 2通を提出しなければならない。

(営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

第8条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請等に封印

受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認められる書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならぬ。
(封印取付報告書)

第10条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。
(変更届)

第11条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。
(手数料額)

第12条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第13条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局長等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。
(手数料の請求)

第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付届出書を添付しなければならない。
(無償受託)

第15条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文

受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認められる書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならぬ。
(封印取付報告書)

第10条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。
(変更届)

第11条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。
(手数料額)

第12条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第13条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局長等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。
(手数料の請求)

第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付届出書を添付しなければならない。
(無償受託)

第15条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文

第3号様式

第3号様式		令和 年 月 日 時点	
封印取付担当事者及び営業所等一覧 (受託者名)			
営業所等名称	住所	氏名	
所 属	役 職	氏 名	
営業所等名称	住所		
所 属	役 職	氏 名	
営業所等名称	住所		
所 属	役 職	氏 名	
営業所等名称	住所		
所 属	役 職	氏 名	
営業所等名称	住所		
所 属	役 職	氏 名	

第3号様式

第3号様式		令和 年 月 日 時点	
封印取付担当事者及び営業所等一覧 (受託者名)			
営業所等名称	住所	氏名	
所 属	役 職	氏 名	
営業所等名称	住所		
所 属	役 職	氏 名	
営業所等名称	住所		
所 属	役 職	氏 名	
営業所等名称	住所		
所 属	役 職	氏 名	

国自情第193号
令和7年10月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車情報課長

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

「封印取付委託要領の運用等」（平成18年10月4日付国自管第87号課長通達）の新旧対照表

改正案	現行
<p>封印取付委託要領の運用等</p> <p>1 定義 本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付委託要領」をいう。</p> <p>2 基本通達第2条第3号について (1) 委託先 完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。 (2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法（昭和24年法律第108号）第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>3 基本通達第2条第4号について (1) 委託先 ① <u>一般社団法人</u>日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、<u>一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会</u>（以下「<u>中古自動車連合会</u>」）より封印取付業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体（以下「団体」という。）とする。封印取付委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。</p> <p>② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p>	<p>封印取付委託要領の運用等</p> <p>1 定義 本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付委託要領」をいう。</p> <p>2 基本通達第2条第3号について (1) 委託先 完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。 (2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法（昭和24年法律第108号）第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>3 基本通達第2条第4号について (1) 委託先 ① <u>(一社)</u>日本中古自動車販売協会連合会（以下「中古自動車連合会」という。）の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、<u>中古自動車連合会</u>より封印取付業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体（以下「団体」という。）とする。封印取付委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。</p> <p>② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p>

(2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によつて帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

4 基本通達第2条第5号について

(1) 委託先

① 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）とする。
封印取付委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

5 基本通達第12条第1項について

（甲種受託者の名において指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

（ア）指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ（一社）全国自動車標板協議会と（一社）日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いについては当該甲種受託者と当該指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によつて帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

4 基本通達第2条第5号について

(1) 委託先

① 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）とする。

封印取付委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

5 基本通達第12条第1項について

（甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者（以下「輸入自動車販売事業者」という。）、自動車登録業務に十分精通した行政書士（以下「行政書士」という。）、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

（ア）輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ（一社）全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）、（一社）日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いについては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面か

ら、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
<u>輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車</u>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証（写）</u>
<u>行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）</u>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書（写）等</u>
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	<ul style="list-style-type: none"> • 譲渡証明書（写）等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	<ul style="list-style-type: none"> • 当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 • 譲渡証明書（写）等

(イ) 甲種受託者は、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	<ul style="list-style-type: none"> • 譲渡証明書（写）等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	<ul style="list-style-type: none"> • 当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 • 譲渡証明書（写）等

変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写） 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写） 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写） 出張封印確認書
車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写） 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写） 	<ul style="list-style-type: none"> 承認印のある交換再交付申請書（写） 出張封印確認書
車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写） 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写） 	<ul style="list-style-type: none"> 承認印のある交換再交付申請書（写） 出張封印確認書
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真
自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写） 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写） 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）

- 6 基本通達第12条第3項について
（丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）
（ア）丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的な事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当

- 6 基本通達第12条第3項について
（丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）
（ア）丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的な事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当

該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

7 基本通達第12条第4項について

(丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じて他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日本行政書士会連合会と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取付けに關して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じて一体として封印を取り扱うこととなる再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ適正な取付け作業が行えるよう必要に応じて事後的に業務適正化のための情報提供を行うこととし、一体として封印を取り扱うこととなる再委託先である当該行政書士と再々委託先である他の行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

7 基本通達第12条第4項について

(丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じて他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに關して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じて一体として封印を取り扱うこととなる再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ適正な取付け作業が行えるよう必要に応じて事後的に業務適正化のための情報提供を行うこととし、一体として封印を取り扱うこととなる再委託先である当該行政書士と再々委託先である他の行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(ウ) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認められた行政書士(再委託先である当該行政書士)にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

8 基本通達別記封印取付受託者準則第7条について
運輸支局長は、封印取付届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければなら

9 基本通達別記封印取付受託者準則第9条について
運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認済印を押印した日から5年間保存しなければならない。

(ウ) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認められた行政書士(再委託先である当該行政書士)にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

8 基本通達別記封印取付受託者準則第7条について
運輸支局長は、封印取付届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければなら

9 基本通達別記封印取付受託者準則第9条について
運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認済印を押印した日から5年間保存しなければならない。

国自整第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、貴会傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

国自整第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 7 条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は法第 59 条の新規検査。以下同じ。）及び法第 71 条の予備検査（以下「新規登録等」という。）における負担の一層の軽減を図るため、法第 75 条第 4 項における完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含むものとする。以下同じ。）した自動車の取扱い又は法第 16 条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証の返納。以下「一時抹消登録等」という。）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第 94 条の 5 第 5 項の保安基準適合証の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、令和 8 年 1 月 1 日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取扱われたい。関係団体には別紙のとおり通知していることを申し添える。

また、この取扱いの実施に伴い、使用の過程にある自動車における道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）別表第 2 に規定する新規検査及び予備検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「指定規則」という。）別表第 2 に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（以下「登録識別情報等通知書等」という。）の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあつても、下記に準じた取扱いとするので併せて了知されたい。

なお、自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たって

は、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していることが必要であること、及び、自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあつては、新規登録後において、法第 54 条又は法第 54 条の 2 に基づく整備命令及び法第 94 条の 8 に基づく保安基準適合証の交付の停止等の対象となりうることを念のため申し添える。

記

1. 完成検査終了証及び保安基準適合証の取扱い

新規登録等の際に車両の提示に代えて提出される完成検査終了証及び一時抹消登録等を行った自動車に対し指定整備事業者が交付する保安基準適合証に係る取扱いについては、以下によるものとする。

(1) 記 1 に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日自技第 234 号、自整第 262 号）に示す指定部品をいう。（以下同じ。）
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規登録等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。ただし、施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項に規定する基準の対象装置の改造や変更を行った場合における完成検査終了証の取扱いについては、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、完成検査終了証又は登

録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じて適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、 普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

2. 一時抹消登録等を行った自動車の新規検査等における審査結果の通知の取扱い
- (1) 自動車技術総合機構は、一時抹消登録等を行った自動車の新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、1. (2)①から③までの各号の一に該当する場合には、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値と構造等に変更がないものと取扱って差し支えない。なお、現車審査時においては、自動車技術総合機構の審査担当職員は、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、変更を行う旨の意思を受検者より申告された場合は従前のおり諸元の計測を行うこと。
- (2) 軽自動車検査協会が行う検査対象軽自動車の新規検査等の場合であっても、(1) の取扱いに準ずることとする。

附則〔令和7年12月12日付け国自整第181号〕

本規定は、令和8年1月1日から適用する。

国自整第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、遺漏のないようお願いいたします。

国自整第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

軽自動車検査協会理事長 殿

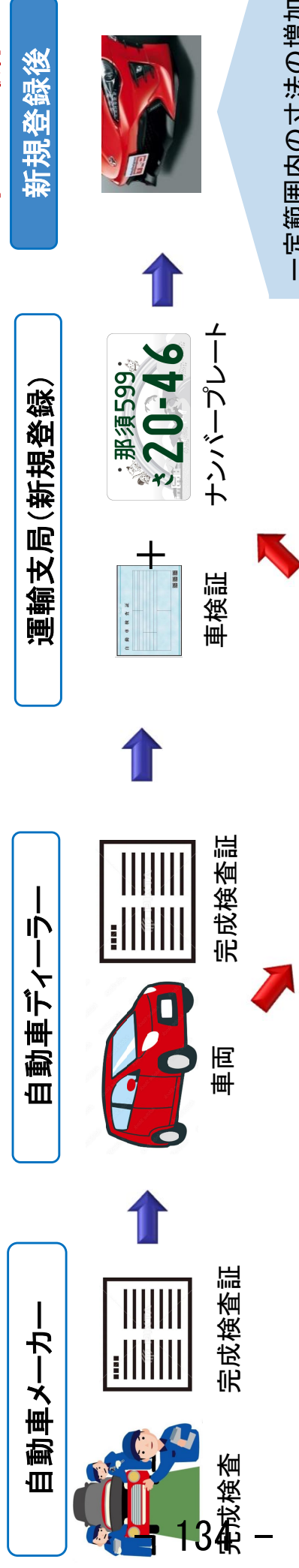
物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、遺漏のないようお願いいたします。

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 現状、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。



《オプション取付》

一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要
 (日米協議を踏まえ平成7年に措置)

《オプション取付け》
 完成検査時と相違のため現車提示が必要
 機構が保安基準適合性を審査

《今回措置》
 一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする



国自情第259号
国自整第193号
令和7年12月18日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車情報課長
自動車整備課長

行政書士法の一部を改正する法律の施行について（周知依頼）

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が、令和8年1月1日に施行されます。本改正については、令和7年6月13日付で総務省自治行政局長から国土交通省官房長宛てに別添が通知されています。

今回の行政書士法の改正では、行政書士や行政書士法人でない者が他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等のような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することができないという従来の解釈が条文上においても明確化されました。当該行為を行った場合、従来と同様、同法第19条第1項（業務の制限）違反として処罰されるおそれがあります。

つきましては、貴連合会においても、本改正及び別添の趣旨・内容を踏まえ、引き続き、適切に対応していただきますよう傘下会員に周知をお願いします。

総行行第 2 8 1 号
令和 7 年 6 月 1 3 日

各府省官房長等 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

行政書士法の一部を改正する法律の公布について (通知)

行政書士法の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 6 5 号。以下「改正法」という。) が、議員立法により成立し、本日、公布されました。改正法は令和 8 年 1 月 1 日に施行されることとされています。

改正法は、行政書士の使命及び職責に関する規定の創設のほか、特定行政書士 (改正法による改正後の行政書士法 (昭和 2 6 年法律第 4 号。以下「新法」という。) 第 1 条の 4 第 2 項に規定する特定行政書士をいう。以下同じ。) が行政庁に対する不服申立て手続の代理等を行うことができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等 (行政手続法 (平成 5 年法律第 8 8 号) 第 2 条第 3 号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。以下同じ。) に関するものを行政書士が「作成することができる」とすることや、同法第 1 9 条第 1 項の業務の制限に関する規定についてその趣旨の明確化を図ること等を内容としています。

各行政手続の所管部局におかれましては、下記事項にご留意いただくとともに、業務の制限に関する規定の改正によりその趣旨が明確化されることを踏まえ、別添の地方公共団体における取組も参考としながら、行政書士又は行政書士法人でない者による関与を防止するための取組を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、本府省及び各地方支分部局等の各申請窓口にも、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

記

1. 特定行政書士の業務範囲の拡大

新法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に基づき、特定行政書士が、行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係

る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとされたこと。

これにより、これまでは、許認可等の申請を申請者本人が行った場合において、当該申請に係る処分に不服があるときは、他の法律において不服申立ての手續を代理できる者が定められている場合を除き、申請者本人又は弁護士に依頼して不服申立てを行うものであったが、本改正により、これらの者に加え、特定行政書士に依頼して不服申立てを行うことも可能となること。

2. 業務の制限規定の趣旨の明確化

改正法による改正前の行政書士法第19条第1項（業務の制限）において、「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定されていたが、改正法においては、本規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとされたこと。

これは、行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等のような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法であるという現行法の解釈を条文に明示することにより、行政書士や行政書士法人でない者による違反行為の更なる抑制を図ろうとする趣旨によるものであること。

<参照条文>

●改正後の行政書士法（昭和26年法律第4号） ※令和8年1月1日施行

（業務）

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の四 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 〔略〕

二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること。

三・四 〔略〕

2 〔略〕

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手續について、当該手續に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 〔略〕

国自基第 187 号
令和 8 年 2 月 16 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底方お願いします。

国自基第 187 号
令和 8 年 2 月 16 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

○「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

平成3年6月28日 地技第156号

最終改正：令和8年2月16日付け国自基第187号

改正後	改正前
<p>～定め文除く～</p> <p>記</p> <p>1. 施行規則第36条第5項関係 「当該自動車^{（傍線）}が道路運送車両の保安基準第30条第1項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車^{（傍線）}にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(5) (略) (6) 同通達1. (1)5)に係る自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示第118条第1項第3号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、<u>近接排気騒音の値を確認できるものに限る。</u>）。この場合において、<u>保安基準第58条の3の規定に基づく認定を受けた自動車について、ホの規定によるものとする。</u>ただし、ロ及びハの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。</p>	<p>～定め文除く～</p> <p>記</p> <p>1. 施行規則第36条第5項関係 「当該自動車^{（傍線）}が道路運送車両の保安基準第30条第1項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車^{（傍線）}にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(5) (略) (6) 同通達1. (1)5)に係る自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示第118条第1項第3号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、<u>近接排気騒音の値を確認できるものに限る。</u>）。ただし、ロ及びハの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。</p>

イ～ニ (略)

ホ 「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領について(依命通達)」(令和8年2月16日付け国自基第186号、国自審第2560号)に規定する認定書の写し

2. 施行規則第36条第6項関係

「当該自動車^が道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車)にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあつては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面。この場合においては、保安基準第58条の3の規定に基づく認定を受けた自動車については、ホの規定によるものとする(ハ及びニに掲げる書面にあつては、協定規則第154号の要件が適用される自動車に限る。)。

イ～ニ (略)

ホ 「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領について(依命通達)」(令和8年2月16日付け国自基第186号、国自審第2560号)に規定する認定書の写し

(3) (略)

3. ・4. (略)

イ～ニ (略)

(新設)

2. 施行規則第36条第6項関係

「当該自動車^が道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車)にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあつては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面(ハ及びニに掲げる書面にあつては、協定規則第154号の要件が適用される自動車に限る。)

イ～ニ (略)

(新設)

(3) (略)

3. ・4. (略)

附則〔平成 11 年 4 月 22 日付け自環第 92 号〕

記 2. (2)の改正は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附則〔平成 18 年 6 月 27 日付け国自環第 53 号〕

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第 2 第 6 号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあつては、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 202 号国自環第 231 号〕

1. 本改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

附則〔令和 4 年 10 月 7 日国自基第 128 号〕

この改正は、令和 4 年 10 月 8 日から適用する。

附則〔令和 5 年 3 月 30 日国自基第 248 号〕

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔令和6年9月20日国自基第83号〕

この改正は、令和6年9月22日から適用する。

附則〔令和8年2月16日付け国自基第187号〕

この改正は、令和8年2月16日から適用する。

国自整第 239 号
令和 8 年 2 月 16 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の
一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号
改正 令和8年2月16日付け国自整第239号

新	旧
<p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-3（略）</p> <p>3-4（検査証等の記録事項等）</p> <p>3-4-1～3-4-3（略）</p> <p>3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記録するものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車（(3)、(4)、(7)及び(9)）ただし書の自動車並びに「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。</p> <p>(6)～(7)（略）</p> <p><u>(8) 保安基準第58条の3第1項の規定に基づく認定を受けた自動車にあつては、</u> <u>「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領について</u> <u>（依命通達）」（令和8年2月16日国自基第186号国自審第2560号）別添に基づ</u> <u>く認定証に記載された車名及び型式</u></p> <p><u>(9) (1)から(8)までに該当しない自動車にあつては、現に存する車名及び型</u> <u>式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」</u></p> <p>3-4-5～3-4-19（略）</p>	<p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-3（略）</p> <p>3-4（検査証等の記録事項等）</p> <p>3-4-1～3-4-3（略）</p> <p>3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記録するものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車（(3)、(4)、(7)及び(8)）ただし書の自動車並びに「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。</p> <p>(6)～(7)（略）</p> <p><u>(8) 前7号以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又</u> <u>は型式が不明のときは、該当欄に「不明」</u></p> <p>3-4-5～3-4-19（略）</p>

47. 保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づき認定が取り消された自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置	置 シリンダブロック上面左側前部 保安基準適用年月日又は製作年月日 令和 8 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 置 シリンダブロック上面左側前部	打刻位置 置 シリンダブロック上面左側前部 保安基準適用年月日又は製作年月日 令和 8 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 置 シリンダブロック上面左側前部
--	------------------------------------	---	---

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------	------

(注) 20. の記録事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記録する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」II に基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等においては自動車型式認定実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定期則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づき認定を受けた自動車にあつては、「道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定

(注) 20. の記録事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記録する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」II に基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等においては自動車型式認定実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定期則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1) ～ (3) (略)

(新設)

要領について（依命通達）」（令和8年2月16日国自基第186号国自審
第2560号）別添に基づく車両諸元目表（諸元表）

3-4-21~3-4-27（略）

3-5~3-15（略）

第4章~第6章（略）

別表第1~別表第2（略）

第1号様式~第6号様式（略）

別添1~別添3（略）

3-4-21~3-4-27（略）

3-5~3-15（略）

第4章~第6章（略）

別表第1~別表第2（略）

第1号様式~第6号様式（略）

別添1~別添3（略）

附 則（令和8年2月16日国自整第239号）
本改正規定は、通知の日から施行する。

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

1. 改正の背景

今般、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号、以下「保安基準」という。）及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）が改正され、米国で製作した自動車の一部については、一定の条件を満たしたうえで保安基準に適合するものとみなすとともに、その旨を自動車検査証に記載することとなった。

当該改正に伴い、保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車（以下「認定米国車」という。）の自動車検査証等に記録する事項を新たに規定する必要があるため、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）の一部を改正する。

2. 改正の概要

- （1）認定米国車の自動車検査証等に記録する車名及び型式は、「道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について（依命通達）」（令和 8 年 2 月 16 日国自基第 186 号国自審第 2560 号）別添に基づく認定証に記載された車名及び型式とすることを規定する。
- （2）認定米国車である旨を自動車検査証等に記録する場合の備考欄記載事項及び記録事項を規定する。
- （3）その他、所要の改正を行う。

3. スケジュール

改正：令和 8 年 2 月 16 日

施行：令和 8 年 2 月 16 日

事務連絡
令和8年1月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における
中間点検の取扱いについて

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下「通達」という。)1. (1)②中間点検(3か月ごとに行う基本的な点検)については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)別表第3の「3か月ごと項目」に則り実施することに加え、通達1. (2)に基づき、「直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる」こととしている。(以下「簡略化された中間点検」という。)

今般、自家用車活用事業を行う事業者から簡略化された中間点検の取扱いについて明確化すべきとの指摘がなされているため、下記のとおり解釈を明確化することとする。なお、当該解釈の周知用の資料を別紙のとおり作成したので適宜活用されたい。

記

1. 簡略化された中間点検の実施については、法人タクシー事業者の指示の下、自家用車活用事業における自家用車の使用者が自ら実施して差し支えない。なお、法人タクシー事業者は、当該自家用車の構造、当該使用者の点検整備に係る技能、作業環境等により点検が難しい場合は、特定整備事業者に行わせる等により、中間点検が適切に実施されるよう措置すること。
2. 通達別添の「点検箇所」、「点検項目」に係る一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例は別添のとおりとする。

別添：自家用車活用事業における自家用車の簡略化された中間点検項目及び実施方法の例

点検箇所		点検項目	点検の実施方法の例
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	<p>○定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。</p> <p>○ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。</p>
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	<p>○乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検します。</p> <p>○ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検します。</p>
	リザーバ・タンク	液量	<p>○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検します。</p> <p>○リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検します。</p>
走行装置	ホイール	(※1)タイヤの状態	<p>○リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検します。 ・タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。

			<p>○タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、当該装置に係る空気圧表示の目視確認により、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。</p>
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	○ホイール・ナット、ホイール・ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検します。
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	○リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などが目視などにより点検します。
	エア・サスペンション	エア漏れ	<p>○エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。</p> <p>○リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検します。</p>
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	<p>○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 ・取付部に損傷がないか。
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	<p>○クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。このとき、マスター・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検します。</p> <p>○レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (無調整式レリーズ・シリンダの場合は点検は不要です。)</p> <p>○アイドル状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを</p>

			<p>踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。</p>
		作用	<p>○アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検します。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します。</p> <p>○クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。</p>
		液量	<p>○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。</p>
トランスミッション及びトランスファ	(※1)油漏れ及び油量	<p>(油漏れの点検)</p> <p><M/T車></p> <p>○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部から油漏れがないかを目視などにより点検します。</p> <p><A/T車></p> <p>○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からの油漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。</p> <p>(油量の点検)</p> <p><M/T車></p> <p>○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。(油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。)</p> <p><A/T車></p> <p>○水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレ</p>	

			<p>ーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻します。そして、レベル・ゲージにより油量を点検します。</p> <p>(トランスミッションオイルのレベル・ゲージがない場合には、この点検は不要です。)</p> <p>○レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。</p>
	デファレンシャル	(※1)油漏れ及び油量	<p>○リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺から油漏れがないかを目視などにより点検します。</p> <p>○リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。</p> <p>(油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。)</p>
電気装置	点火装置	(※1)(※2)点火プラグの状態	<p>○点火プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電極に汚れ、損傷及び摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検します。 ・中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	○ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検します。
原動機	本体	低速及び加速の状態	<p>○エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。</p> <p>○エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、</p>

			ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		排気の色	<p><ガソリン車、LPG車></p> <p>○エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドル回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。</p> <p><ディーゼル車></p> <p>○エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検します。</p>
	潤滑装置	油漏れ	<p>○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどから油漏れがないか。 ・オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	<p>○定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検します。</p> <p>○ベルトの全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。</p>
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	<p>○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ・導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
		(※3)ガス容器及びガス容器付属品の損傷	<p>○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、目視などにより、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・容器表面に変色又は局所的な損傷がな

		<p>いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。
車枠及び車体	緩み及び損傷	<p>○リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット及びボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷がないかを目視などにより点検します。</p> <p>○ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検します。</p>

①(※1)印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

②(※2)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

③(※3)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

④本表は、一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例を定めたものであり、自動車メーカー等のユーザーマニュアル等も参照しつつ、自家用車活用事業の用に供される自家用自動車に応じて点検の実施方法の例に掲げる以外の方法での点検を妨げるものではない。

⑤自家用車活用事業の用に供される自家用自動車が本表の点検箇所を備えていない場合にあつては、当該点検箇所の点検を省略することができる。

日本版ライドシェアの中間点検※は ドライバー自身でも可能です！

※簡略化された中間点検の場合



国土交通省通達「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け国自整第283号）」に基づき、所定の要件を満たした場合の簡略化された中間点検（簡略化点検）は、ドライバー（使用者）による点検も可能です。

（所定の要件）

直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車

Q1：ドライバーでの簡略化点検実施にあたり注意点はありますか？

ライドシェア事業者は自家用自動車の点検整備の実施に責任を負うことからドライバーに対して簡略化点検の実施にあたり適切な指示を行うとともに、点検が適切に行われていることを確認できる記録をドライバーから入手する必要があります。

Q2：必ずドライバーが実施しなければいけませんか？

必ずしもドライバーの方が実施する必要はございません。ドライバーが点検の知識や工具が無いなど不安な場合は無理にドライバーに簡略化点検を実施させず、整備工場等に依頼することをお勧めします。

Q3：特殊な構造の自動車ですが自身による中間点検は可能ですか？

特殊であろうと制限はございませんが、不安な場合は知見のある整備工場等に依頼することをお勧めいたします。

国自情第355号
国自整第247号
令和8年2月26日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車情報課長
自動車整備課長

運輸支局等の検査窓口における紙の保安基準適合証及び
自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いの廃止について（依頼）

国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」といいます。）の拡大をはじめとする自動車保有関係手続のDX化を進めています。

その一環として、平成29年には「電子保安基準適合証の利用促進について（依頼）」（平成29年11月17日付け国自情報第164号、国自整第217号）により「一定の期間を定め、継続検査の申請に当たっては、OSS・非OSSの如何にかかわらず原則電磁的方法により保安基準適合証を提出して頂く」旨周知したところです。

今般、運輸支局等の検査窓口のDX化のため、令和10年1月以降、検査窓口における受付は「自動受付機」により行うこととし、紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いを原則廃止予定であることから、貴連合会におかれましては、以上の経緯及び状況をご理解の上、下記の事項につきご協力頂きますよう、対応方よろしくお願ひします。

記

- 傘下会員及びその加入事業者に対し、令和10年1月以降、運輸支局等の検査窓口における受付は申請者が自ら「自動受付機」により行い、紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いは原則廃止される旨周知すること。
- 傘下会員に対し、以下の点を要請すること
 - 令和10年1月以降、紙の保安基準適合証の様式の作成・配布を行わないこと。
 - 会員の指定自動車整備事業者が保安基準適合証の電子化に対応できるよう、運輸支局等と連携して必要な指導・支援を行うこと。
 - 会員の自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む。）が自動車損害賠償責任保険証明書の電子的な提示に対応できるよう、運輸支局等と連携して必要な指導・支援を行うこと。

<参考>

令和8年2月26日時点

■ 電子保適の対象範囲外について(要検討項目)

項目		概要
自賠保険	自賠責保険の同一証券番号にて契約内容の変更(保険期間等)が行われていた場合	<ul style="list-style-type: none"> 同一証券番号にて契約内容の変更(保険期間等)が行われていた場合、現状の電子自賠責システムでは変更後の情報が反映されないため、変更前の情報と結びついている。 このため、電子保適システム側の保険期間チェックにて保険期間が足りない場合はエラーとなり登録できないといった状況となる。 (one自賠システムが稼働開始すれば変更後の内容が反映されると認識)
○中 (中古新規)	○中(新規・予備検査における保適証は発行し たが持込検査が必要な車両	中古新規・予備検査において、持込検査が必要な車両での「参考保適(いわゆる「○中」)」については、国窓口・自動車機構がその旨を確認する為の手段が必要。
登録制限 160 -	電子保適証に記載する「氏名又は名称」等が40 文字を超える場合(外国籍の方等)	<ul style="list-style-type: none"> 電子保適証に記載する「氏名又は名称」について、MOTAS及び保適証サービスにおいて40文字までという仕様あり。 これを超える場合、車検証どおり転記することが出来ないため、基本的には電子保適証ではなく、紙の保適証を交付している状況。 外国籍の方の場合に多くあるが、法人名でも超える場合がある。 「自動車検査員」の名前についても、40文字制限となっている。
職権打刻	職権打刻された車台番号の車両が複数台存在 する場合	職権打刻された車両において、同一の打刻番号が複数台存在する場合、電子保適証の登録は行えるが、支局等において、申請情報に紐づく車両の特定が行えず、当該電子保適証を利用した審査が行えない。
自賠保険	中古新規において、保適証の交付後に自賠責 の契約を行いたい場合	中古新規において、電子保適証では自賠責保険情報の登録が必須なため、登録のため支局に出頭する日に自賠責保険の契約を行いたい場合には、紙の保適証を交付しているケースがある。 (出頭日に自賠責に加入し、証明書を持参)
緊急時対応	システムダウン(天災等)	天災等において、保適証サービスや整備業務システム等のシステムダウンが発生した場合、紙保適証の運用が必要となる。
限定保適	限定保適証	限定保安基準適合証は、現行制度上において公布することは不可となっている。

事務連絡
令和8年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業におけるフィルム類が装着された自動車の
取扱いに係る留意事項について（依頼）

近年、一部の指定自動車整備事業者において、前面ガラス及び側面ガラスにフィルム類が装着された自動車の点検整備等にあたり、可視光線透過率測定器（以下、測定器という。）による可視光線透過率の計測を行っていないにも関わらず、保安基準に適合していないおそれがあると説明して自動車ユーザーにフィルム類の剝離を指示する事案が発生しているとの情報が寄せられています。

また、指定自動車整備事業者による当該測定機の取扱い方法が十分に理解されていないことにより、本来であれば保安基準に適合するものが不適合と判断される事例も発生しているとのことです。

つきましては、フィルム類が装着された自動車の取扱いにあっては、下記の事項について特段のご留意をいただきますよう貴会傘下会員に周知をお願いします。

記

1. 自動車ユーザー保護の観点からの留意事項

- ・自動車ユーザーに対してフィルム類を剝がす必要がある旨の説明を行う際には、可視光線透過率の計測を行い、計測結果を用いて丁寧かつ明確に説明すること。
- ・自社で計測ができない場合にあっては、当該フィルム類が装着された状態では自社で保安基準適合性の判断ができない旨とその理由を自動車ユーザーに対し丁寧かつ明確に説明すること。

2. 計測器の適切な取扱いに関する留意事項

- ・測定器の取扱説明書等に基づき、正しい手順で計測すること。
- ・計測前には必ず当該機器の校正手順に基づき校正を実施し、精度が確保された状態で計測すること。

国自整第280号
令和8年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 280 号
令和 8 年 3 月 31 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり記載修正のため改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

【新旧対照表】「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の改正について

(新)	(旧)
<p>2 違反点数の取扱い</p> <p>(1) 事業場の違反点数について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 3 (3)、4 (3)、及び5の行政処分並びに文書警告であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>2 違反点数の取扱い</p> <p>(1) 事業場の違反点数について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 3 (3)、4 (3)、及び5の行政処分等であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>ア～イ (略)</p>

附則(令和8年3月31日付け 国自整第280号)

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

2 この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

ただし、2 (1) ④に限り令和7年6月30日から令和8年3月31日の間に行われた違反についても、この基準を適用する。

事 務 連 絡
令和8年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部修正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

事務連絡
令和8年3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部修正について

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付、国自整第127号）については、令和7年3月31日付で改正されたところだが、刑法改正に伴う記載修正及び検査員の不正証明行為に対する取扱いについて記載もれ修正のため、別添の新旧対照表のとおり修正を行うので留意されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

【新旧対照表】「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部修正について

(新)

- 1～3 (略)
- 4 「3 認証事業者の行政処分」関係
 (1) (略)

(2) 「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、**拘禁刑**又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

(略)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項 (略)	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法第 94 条の10 [指定規則第7条-2項]	・検査員の不正証明行為	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	—	解任命令 <u>注2-7</u>
(略)				

(略)

(旧)

- 1～3 (略)
- 4 「3 認証事業者の行政処分」関係
 (1) (略)

(2) 「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、**懲役**又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

(略)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項 (略)	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法第 94 条の10 [指定規則第7条-2項]	・検査員の不正証明行為	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	—	解任命令 <u>(新規)</u>
(略)				

(略)

国自旅第37号
令和8年6月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

タクシー事業における軽自動車の活用について

タクシー事業においては、近年、人口減少・少子高齢化による運転者不足や、LPGスタンドの減少等が喫緊の課題となっているところである。

こうした中、今般、タクシー業界から運転者不足等への対応としてEV軽自動車等だけでなく内燃機関を有する軽自動車についてもタクシー事業で活用できるよう要望があったことも踏まえ、軽自動車を含めた地域の輸送資源をフル活用し、「交通空白」の解消を促進する観点から、タクシー事業において軽自動車を活用するための制度の整備を実施することとした。

については、軽自動車の活用にかかる取り扱いについて、別紙のとおり定めたのでその旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

タクシー事業における軽自動車の活用について

1. 対象地域

軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）の導入を認める対象地域は、各地方運輸局長等が定める営業区域単位とし、各都道府県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）による申出があった地域であって、各地方運輸局長等が公示する地域とする。

2. 手続方法

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条第 3 項による事業計画の変更の届出により行うこととし、営業所ごとに配置する軽自動車の数を明示させること。

3. 導入可能台数

「法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成 13 年 8 月 29 日付け国自旅第 72 号）別紙 1.（4）」に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数を上限とすること。

①最低車両数が 10 両以上の地域：営業所の配置台数の 2 割まで

②上記以外の地域：営業所の配置台数の 5 割まで

※小数点以下は切り捨てとする。

4. 運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 13 年 10 月 26 日付け国自旅第 100 号）に基づき、各地方運輸局長等が定める車種区分のうち、「普通車」の運賃を適用することとする。

5. 導入車両の基準

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、以下の要件を満たす車両とする。

① セーフティ・サポートカー S（サポカー S）ベーシック以上の機能を有した車両であること。

② ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

6. 車両整備管理

事業者は、関連通達「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」（国自整第 49 号）に基づき、車両の整備管理を行うこと。

7. 利用者への周知・問い合わせ対応について

軽自動車の運用について、タクシー協会又はタクシー事業者（以下「タクシー協会等」という。）において、トラブル等を防止するための必要な対策を講じている又は講じる予定があるかについて、計画書を提出させること。計画書には以下の項目を記載するものとし、タクシー協会からの申出時に提出させるものとする。

- ① 配車時に軽自動車を配車することについて利用者の承諾を得られるよう、必要な対策が講じられているか。
- ② タクシー乗り場において混乱等が生じないように、必要な対策が講じられているか。
- ③ タクシー協会等において、HP や SNS を活用するなど積極的に周知されているか。
- ④ 軽自動車に関する問い合わせ窓口が、タクシー協会等において設置されているか。
- ⑤ その他必要な対策が講じられているか。

国自旅第37号
令和8年6月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省物流・自動車旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

今般、標記についての通達を制定したので各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人全国個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第37号
令和8年6月1日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国自旅第37号
令和8年6月1日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国自整第49号
令和8年6月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和8年6月1日、国自旅第37号）」別紙6.
に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いた
ただくとともに、貴会傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和8年6月1日、国自旅第37号）」別紙6. に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

法人タクシー事業者は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車タクシー」という。）について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

- ①日常点検整備（法第47条の2）（1日1回、運行開始前に実施する点検）
 - ・自動車点検基準別表第1
- ②定期点検整備（法第48条）（3か月ごとに行う定期点検）
 - ・自動車点検基準別表第3

2. 年次検査

- (1) 法人タクシー事業者は、軽自動車タクシーについて、法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けらること。
- (2) (1)の期間内において、当該自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。
- (3) (1)に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- (4) 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会の軽自動車検査員が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (5) 年次検査の結果、当該自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を実施のうえ、再度年次検査を受検し、保安基準に適合することを確認するまでは、旅客を運送する自動車運送事業の用に供さないこと。
- (6) 法人タクシー事業者は、当該自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。

軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について（依頼）

法人タクシー事業者が使用する、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和8年6月1日、国自旅第37号）」別紙6.に基づき、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日、国自整第49号。）以下単に「通達」という。）」において定めたところ。

通達2.（1）において、法人タクシー事業者は、軽自動車タクシー（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の適合性の確認を受けることとしており、当該年次検査は、通達2.（4）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会（以下「軽検協」という。）の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準への適合性を確認するものとしている。

については、軽検協における軽自動車タクシーの年次検査の実施に係る取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査を実施されたい。

記

1. 手数料額等

年次検査の実施に要する軽検協に納付する手数料（消費税相当分を含む。）は、車両提示時の継続検査等と同額（技術情報管理手数料金額分を除く。）とし、当該手数料については、あらかじめ軽検協のウェブサイト等に公表すること。

なお、年次検査は、法令に基づくものではないことから手数料に係る税の取扱いについては留意すること。

2. 検査予約・予約確認

年次検査の予約及び予約確認は、車両提示時の継続検査に準じた方法により行うこと。

なお、軽検協の窓口においては、軽検協が別途定める年次検査受検申出書の予約確認欄に受付印を押印することにより、予約確認処理を行うものとする。

3. 年次検査の実施方法等

- (1) 年次検査は、車両提示時の継続検査等と同じ方法により保安基準の適合性を確認すること。この場合において、当該保安基準の適合性の確認には軽自動車検査協会検査事務規程 2-10 で定める確認事項を除く。また、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 124 の適用については、同別添中「法第 62 条第 1 項の規定による継続検査」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和 8 年 6 月 1 日、国自整第 49 号）による年次検査」と読み替えるものとする。
- (2) 年次検査の結果、保安基準に適合（OBD 検査の合格を含む。）する場合は、検査票等を回収するとともに、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知すること。なお、当該書面には、車両番号、車台番号下 3 桁、検査年月日、検査実施事務所名及び検査結果の記載を行うこと。
- (3) 年次検査の結果、保安基準不適合（OBD 検査の不合格を含む。以下同じ。）の項目がある場合は、必要な整備を行ったうえで再度年次検査を受検し合格しなければ、当該自動車を旅客を運送する自動車運送事業の用に供することはできない旨を受検者に通知すること。その際の運行に係る取扱いは、保安基準第 56 条第 3 項の規定を適用するものとする。
- (4) 年次検査当日の再入場については、軽自動車検査協会検査事務規程 2-11 の継続検査を準用するものとし、その場合においては、手数料の納付を要しないこととする。
なお、上記によらない場合は、再度受検を行うのものとして改めて手数料の納付を行わせること。
- (5) 年次検査の結果、保安基準不適合の項目がある場合であって、「当該自動車の使用を停止する必要があると認めるとき」には、軽自動車検査協会検査事務規程 3-4-4 の規定に準じて、使用の停止の措置を講じること。
- (6) 年次検査の結果、受検車両が道路運送車両法第 67 条第 1 項の規定に該当した場合は、受検者へ自動車検査証の記録変更等が必要な旨を説明し、受検者が変更を希望した場合は、適切に対応すること。
- (7) 年次検査の検査記録（検査票等や電子データ等）は、2 年間保存すること。

4. その他

- (1) 年次検査に関する問合せ（保安基準適合性に関する問合せを除く。）に対しては、最寄りの運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）を案内すること。
- (2) その他、本通達に基づく具体的な運用については、運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽検協関係者で協議し実施すること。

以上

国自整第55号
令和8年6月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について

新旧対照表

		(下線部分は改正部分)	
新	旧		
<p>国自整第283号 令和6年3月29日 <u>国自整第55号</u> <u>改正 令和8年6月1日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車交通安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について</p> <p>「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. (3) に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。</p> <p>1. 点検整備 (1)・(2) (略) <u>(3) (1) に基づき中間点検、年次点検を自動車特定整備事業者に依頼をする</u> <u>場合には、その旨を書面等により行うこと。</u></p>	<p>国自整第283号 令和6年3月29日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局交通安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について</p> <p>「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. (3) に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。</p> <p>1. 点検整備 (1)・(2) (略)</p>		

<p><u>(3)</u> 法人タクシー事業者は、<u>自家用自動車について(1)の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録(点検整備記録簿の写し、電子データ等)を2年間保存すること。</u></p> <p>2. 年次検査</p> <p>(1) 法人タクシー事業者は、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査(以下「継続検査等」という。)に加えて、<u>直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過する日</u>までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。</u></p> <p>(2) (1) <u>において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車</u>が継続検査等に<u>合格した場合には、年次検査を実施し、保安基準に適合することを確認</u>したものとみなす。</p>	<p><u>(4)</u> 法人タクシー事業者は、<u>自家用自動車について(1)の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録(点検整備記録簿の写し、電子データ等)を2年間保存すること。</u></p> <p>2. 年次検査</p> <p>(1) 法人タクシー事業者は、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査(以下「継続検査等」という。)に加えて、<u>有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前</u>までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。</u></p> <p>(2) (1) <u>の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車</u>が継続検査等により<u>有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施</u>したものとみなす。</p> <p><u>(3)(1)に基づき年次検査を受け</u>る際には、<u>その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。</u></p> <p><u>(4)</u> 年次検査は、<u>指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。</u></p> <p><u>(5)</u> 年次検査の結果、<u>自家用車活用事業の用に供する自動車</u>が保安基準に不適合とされた場合にあつては、<u>法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用</u></p>
<p><u>(3)</u> 年次検査は、<u>指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。</u></p> <p><u>(4)</u> 年次検査の結果、<u>自家用車活用事業の用に供する自動車</u>が保安基準に不適合とされた場合にあつては、<u>法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用</u></p>	<p>2</p>

<p>自動車を自家用車活用事業の用に供さないこと。</p> <p><u>(6)</u> 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。</p> <p>別添（略）</p>	<p>自動車を自家用車活用事業の用に供さないこと。</p> <p><u>(5)</u> 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。</p> <p>別添（略）</p>
---	---

国自整第283号
令和6年3月29日
国自整第55号
改正 令和8年6月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3.（3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

（1）法人タクシー事業者は、自家用自動車について、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

①運行前点検（1日1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検）

・自動車点検基準別表第1

②中間点検（3か月ごとに行う基本的な点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

なお、年次点検を行った場合は、中間点検に代えることができる。

③年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検）

・自動車点検基準別表第3の「12か月ごと項目」

④開始前点検（自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

・自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内実施すること

なお、自動車点検基準別表第6による定期点検を行った場合は、開始前点検に代えることができる。

（2）（1）②の規定にかかわらず、直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自

家用自動車については、次回の間点検について、別添の点検項目とすることができる。

- (3) (1) に基づき中間点検、年次点検を自動車特定整備事業者に依頼をする場合には、その旨を書面等により行うこと。
- (4) 法人タクシー事業者は、家用自動車について(1)の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録(点検整備記録簿の写し、電子データ等)を2年間保存すること。

2. 年次検査

- (1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査(以下「継続検査等」という。)に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該家用自動車について年次検査を行うことを要しない。
- (2) (1)の期間内において、自家用車活用事業の用に供する家用自動車継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。
- (3) (1)に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- (4) 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (5) 年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車が保安基準に不適合とされた場合にあつては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該家用自動車を自家用車活用事業の用に供さないこと。
- (6) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する家用自動車の年次検査の記録(検査結果の写し、電子データ等)を2年間保存すること。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について
(依頼)

タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送(以下「自家用車活用事業」という。)に供する自家用車の車両整備管理については、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて(令和6年3月29日付け、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号)」3.(3)に基づき、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下単に「通達」という。)」において定めたところ。

通達2.(1)において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に基づく検査(以下「継続検査」という。)に加えて通達に基づく年次検査(以下単に「年次検査」という。)を行い、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、通達2.(4)において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という。)の自動車検査官(検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

このうち、自動車機構における年次検査については、継続検査との手続の流れを可能な限り変えないとの観点から運輸支局及び自動車検査登録事務所(神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所及び運輸事務所を含む。以下「運輸支局等」という。)の窓口における取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査の実施に協力されたい。

記

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応

- (1) 年次検査に関しては、自動車機構と協力し、業務の適正かつ能率的な実施の確保を図るものとする。

- (2) 年次検査を含む検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、年次検査は予約により行うことを原則とする。
- なお、予約台数の設定については、継続検査の予約台数を考慮に入れたうえで、必要に応じて自動車機構との協議により行うものとする。
- (3) 自動車機構における年次検査並びに当該年次検査の予約及び予約確認は、継続検査に準じた方法(検査の予約確認及び運輸支局等から自動車機構への審査依頼(以下「検査受付業務」という。)を職員に代わり行う装置による検査受付業務を含む。)により行われることから、年次検査に際し、運輸支局等の窓口において自動車機構が定める年次検査受検申出書(以下「申出書」という。)の提出があったときは、申出書、自動車検査証、自動車検査票に不備(年次検査受検申出書又は自動車検査票に自動車機構が定める年次検査の手数料額の自動車審査証紙の貼付が確認できないものを含む。)がないことを確認したうえで、申出書の予約確認欄に官署及び日付を表示した印を押印して予約確認を行うものとする。
- (4) (3)による予約確認を行う際には、申出書、自動車検査証及び検査票を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。

以上

令和7年6月24日
物流・自動車局自動車情報課

「図柄入りナンバープレート等に関する検討会」

中間取りまとめについて

国土交通省では、有識者からなる検討会において、図柄ナンバープレートについて、地方版の導入要件の緩和、新たなモノトーン基調の全国版の導入、既存の地方版及び全国版のフルカラーへの一本化、寄付金の使途の見直し等を柱とする中間取りまとめを行いました。

記

(検討経緯)

「走る広告塔」として地域の魅力を全国に発信する図柄ナンバープレート(地方版)について、一部の未導入地域から早期の導入を希望されています。また、図柄ナンバープレート(全国版)の交付期間は令和9年4月30日までであり、その後の方向性を検討する必要があります。

令和6年7月、国土交通省は、「図柄入りナンバープレート等に関する検討会」を設置し、既に導入している図柄ナンバープレートの交付状況、ユーザーや自治体等のニーズを踏まえ、図柄ナンバープレート等に係る課題や、地方創生に貢献する観点からも一層の利用拡大に向けた今後の方向性について検討を進め、今般、中間取りまとめを行いました。

(中間取りまとめの概要)

- ・図柄ナンバープレート(地方版)の導入要件を緩和すること
- ・図柄ナンバープレート(全国版)にモノトーン基調のデザインを創設すること
- ・既存のモノトーン図柄を廃止すること
- ・寄付金使途として、災害復旧・復興支援を追加すること

(今後の予定)

今後、中間取りまとめの内容について検討を具体化・深度化し、令和8年春を目途に次回の図柄ナンバープレート(地方版)の導入要綱を改定する予定です。

また、他地域の図柄の交付を可能とする「図柄ナンバープレート(ふるさと版)(仮称)」の創設に向け、課題解決及び導入自治体の要件等について、引き続き検討します。

<別添資料>

○中間取りまとめ(概要)

○中間取りまとめ

<検討会の詳細は以下URLを参照>

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000067.html

【問い合わせ先】 物流・自動車局 自動車情報課 山本・福本・大塚
電話：03-5253-8111 (内 41145/42103) 直通：03-5253-8588



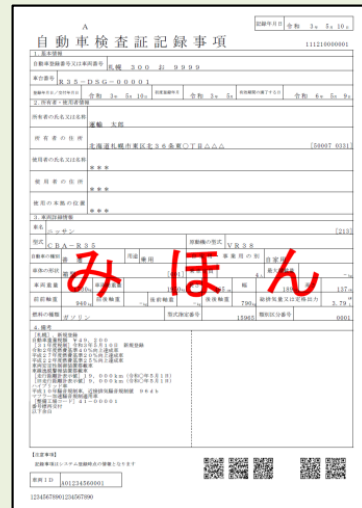
「自動車検査証記録事項」が必要な方は 窓口の印刷端末をご利用ください

令和7年12月26日をもって継続検査の際の「自動車検査証記録事項」の配布を終了します。

紙面の自動車検査証記録事項が必要な方は窓口に設置した印刷端末をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、自動車検査証記録事項は、国土交通省が提供する「車検証閲覧アプリ」からもPDFファイルを出力することができます。

- 印刷端末は各運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口にあります。



- 車検証閲覧アプリには、自動車検査証記録事項のPDFファイルを出力する機能があります。



【スマホ版】



【PC版】

アプリのインストールはこちら

※アプリはWindowsPC用デスクトップアプリ、
モバイルアプリがございます。



詳しくは検査担当職員にお尋ねください。

2026 軽検検第 43 号の 6
令和 8 年 2 月 13 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

軽自動車検査協会
検 査 部

「軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程」の制定について

近年、地域交通の維持・確保や多様な移動ニーズへの対応が求められる中、法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下「自家用車活用事業」という。）について「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和 6 年 3 月 29 日国自安第 181 号、国自旅第 431 号、国自整第 282 号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和 6 年 3 月 29 日国自整第 283 号）にて取扱いが定められており、当該事業に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して 11 か月が経過する日から 12 か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められています。

また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとされています。

これを受け、軽自動車検査協会業務方法書第 16 条第 6 号に規定する附帯業務として、自家用車活用事業に供される検査対象軽自動車の年次検査の実施に関する取扱いを別紙「自動車検査協会年次検査事務取扱規程」（令和 8 年 2 月 13 日協会規程第 2 号）のとおり定めたので、貴連合会におかれましても、年次検査の確実な実施がされるよう関係者へ周知方よろしくお願いいたします。

軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程

令和8年2月 13 日
協会規程第2号

最終改正 令和8年3月 31 日協会規程第5号

(目的)

第1条 この軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程は、軽自動車検査協会業務方法書（昭和48年8月7日協会規程第14号）第16条第6号に規定する「国等からの委託に基づき実施する業務であって、軽自動車の検査事務の実施に付随し、又は関連する業務」として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて（令和6年3月29日国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に基づく自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 軽自動車検査協会（以下「協会」という。）が行う年次検査に係る業務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第14号）によるほか、次の各号に定める。

- 一 「自家用車活用事業」とは、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送をいう。
- 二 「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定において許可を受けたタクシー事業者をいう。

(年次検査の実施場所・実施方法等)

第4条 年次検査は、法人タクシー事業者からの申出により、最寄りの事務所、支所及び分室において実施するものとする。

- 2 年次検査に係る予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査（持込検査）と同じ方法（保安基準の適合性の確認における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添124の適用について、同別添中「法第62条第1項の規定による継続検査」とあるのは、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）による年次検査」と読み替えるも

のとする。)により実施するものとし、実施に関する具体的取扱いは別に定めるところによるものとする。

- 3 協会は、年次検査の結果、保安基準に適合する（OBD 検査を含む。）場合は、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知するものとする。
- 4 年次検査の結果、保安基準に適合しない（OBD 検査を含む。）場合であっても、限定自動車検査証の交付は行わないものとする。

（受検書類及び手数料の納付）

第5条 協会は、年次検査の実施前に、受検者に対して自動車検査証の提示並びに軽自動車検査票及び年次検査受検申出書（様式1）の提出を求めるものとする。

- 2 協会に対し年次検査を申し出る者は、検査対象軽自動車1両につき2,100円（消費税相当分を含む。）を協会に納入するものとする。なお、法第102条第2項に基づく審査用技術情報管理事務に係る手数料（いわゆる技術情報管理手数料）の納入は要しない。
- 3 年次検査に係る手数料の収納については、検査手数料収納事務取扱規程（昭和48年9月17日協会規程第15号）により理事長が指定した者により行わせることとし、当該収納事務の具体的取扱いについては別に定めるところによるものとする。
- 4 手数料の収納については、様式2の収納済印影を使用するものとする。

（年次検査の拒否）

第6条 協会は、次の各号に掲げる場合には、年次検査を行わないことができる。

- 一 前条第2項の手数料が納入されていないとき。
- 二 年次検査の実施が著しく困難な状態で軽自動車が提示されたとき。
- 三 その他定められた手続によらないで年次検査の申出が行われたとき。

附則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

附則〔令和8年3月31日協会規程第5号〕

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式1 (年次検査受検申出書)

年次検査専用

受検日 年 月 日

軽自動車検査協会 理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に定められた年次検査の受検を申し上げます。

記

【車両情報】

車両番号 :

車台番号 :

【受検者情報】

法人タクシー事業者名 :

法人タクシー事業者住所 :

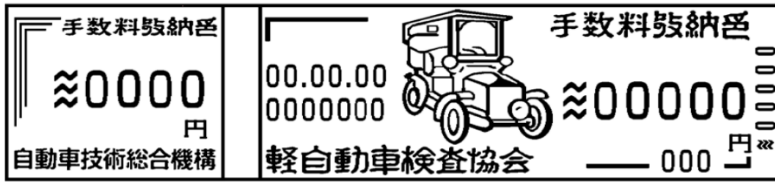
受検者氏名 :

受検者連絡先 :

予約確認欄

年次検査手数料印影表示箇所

様式2 (手数料収納済印影)



事 務 連 絡

令和 8 年 2 月 1 9 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

独立行政法人自動車技術総合機構

企 画 部

検 査 部

独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程の制定について

近年、地域交通の維持・確保や多様な移動ニーズへの対応が求められる中、法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下、「自家用車活用事業」という。）について「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付け国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け国自整第283号）にて取扱いが定められており、当該事業に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下、「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められております。

また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとなっております。

今般、これを受け、独立行政法人自動車技術総合機構法第12条第6号に掲げる附帯業務として、自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（年次検査）に関する事務取扱を別添「独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程」として新たに定めましたので、年次検査の確実な実施がされるよう関係者へ周知方お願いいたします。

独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程

制定 令和8年2月9日規程第34号
一部改正 令和8年3月31日規程第44号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第12条第6号に掲げる附帯業務として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付け国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け国自整第283号）に基づき実施する自動車の保安基準適合性の審査（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う年次検査に係る業務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）その他の関係法令並びに独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成28年規程第2号）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「自家用車活用事業」とは、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送をいう。
- 二 「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定の許可を受けたタクシー事業者をいう。

(年次検査の実施方法)

第4条 年次検査は、法人タクシー事業者からの年次検査受検申出書（様式1）を用いた申出により実施する。

- 2 法人タクシー事業者は、年次検査の受検を申し出る場合、検査の予約を取得するものとする。
- 3 予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査と同じ方法（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添124の「法第62条第1項の規定による継続検査」については、「年次検査」と読み替える。）により実施するものとし、その具体的手続き及びその他必要な事項は別に定めるところによるものとする。
- 4 機構は、年次検査の結果、保安基準に適合する場合（OBD検査の合格を含む。）は、その

結果について書面により通知するものとする。

(手数料の納付)

第5条 機構は、年次検査の実施前に、受検者に対して自動車検査証の提示並びに、自動車検査票及び年次検査受検申出書（様式1）の提出を求めるものとする。

2 年次検査を受ける者は、小型自動車にあつては1,500円、小型自動車以外の自動車にあつては1,600円の手数料（消費税相当分を含む。）を機構に納めるものとする。手数料の納付は自動車審査証紙をもってするものとする。

(年次検査の拒否)

第6条 機構は、次の各号に掲げる場合には、年次検査を行わないことができる。

- 一 前条第2項の手数料が納入されていないとき。
- 二 年次検査の実施が著しく困難な状態で車両が提示されたとき。
- 三 その他定められた手続によらないで年次検査の申出が行われたとき。

附則[令和8年2月9日規程第34号]

1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。

附則[令和8年3月31日規程第44号]

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

年次検査専用

受検日 年 月 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に定められた年次検査の受検を申し出ます。

記

【車両情報】

登録番号 :

車台番号 :

【受検者情報】

法人タクシー事業者名 :

法人タクシー事業者住所 :

受検者氏名 :

受検者連絡先 :

予約確認欄

年次検査手数料用審査証紙貼付箇所 普通車1,600円、小型車1,500円

自家用車活用事業（ライドシェア）にかかる年次検査 FAQ

Q1. 年次検査とは？

A. タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（自家用車活用事業）に使われる自家用車が受ける検査になります。

<参考>

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付け国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け国自整第283号）

Q2. 年次検査はどのタイミング受ける必要があるのですか？

A. 直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に受ける必要があります。

Q3. 年次検査の対象者（申出者）は誰ですか？

A. 自家用車活用事業の許可を受けた法人タクシー事業者が対象になります。

Q4. 年次検査はどこで受けられますか？

A. 指定自動車整備工場、自動車技術総合機構（軽自動車を除く）又は軽自動車検査協会（軽自動車に限る）の事務所で受けることが可能です。

Q5. 個人ドライバーが直接年次検査申し出ることができますか？

A. 申出者は自家用車活用事業の許可を受けた法人タクシー事業者になります。

Q6. 車検有効期間は延びる？

A. 延びません。継続検査による更新とは別の取扱いになります。

Q7. 本取扱いの適用時期は？

A. 令和 8 年 3 月 1 日より適用されます。

（自動車技術総合機構で年次検査を受検する場合の取扱い関係）

Q8. 予約方法は？

A. 継続検査と同様の方法で予約・予約確認（自動車検査受付装置、窓口押印等）を実施します。予約を取得する際の枠は「継続」を使用してください。

Q9. 検査に必要な書類は？

A. 自動車検査証、手数料額の審査証紙、自家用車活用事業の許可を受けた法人タクシ一事業者が作成した「年次検査受検申出書（独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程_様式 1）」及び検査票になります。
※納税証明証・自賠責保険証・重量税印紙・継続検査 OCR 申請書は不要です。

Q10. 手数料はいくら？支払い方法は？課税は？受検可能回数は？

A. 普通 1,400 円／小型 1,300 円（消費税相当分含む）になります。
支払い方法は自動車審査証紙を用います。
年次検査は道路運送車両法に基づく法令検査ではないため課税対象となります。そのため、検査の結果通知と併せて領収書を交付します。
手数料 1 回分につき検査コースへの再入場は 2 回までとなり、それ以上の検査をする場合（再受検時）は、新たに同額の手数料が必要になります。

Q11. 再入場時、再受検時の領収書の扱いは？

A. 領収書は初回の結果通知と併せて交付しますので再入場（再検査）時には交付しません。再入場の上限（2 回）を超えて受検する場合（再受検時）は改めて領収書を交付します。

Q12. 証紙を購入した時とは別に領収書を発行する必要があるのか？

- A. 今回、機構が発行する領収書は、受検者が仕入れ税額控除を受けるための「適格請求書」です。消費税課税対象となる年次検査（役務）を提供する当機構は、インボイス制度上、適格請求書の交付義務を負うため、領収書を発行することとなります。



令和8年3月27日
物流・自動車局自動車情報課

オートバイの「希望ナンバー制」が始まります！

～ 令和8年10月より申込受付を開始します ～

小型二輪自動車、軽二輪自動車の「希望ナンバー制」を導入し、本年10月中旬(予定)より申込受付を開始します。

ナンバープレートの好きな番号を選べる「希望ナンバー制」については、平成10年5月より登録自動車に、平成17年1月より軽自動車に導入されていますが、今般、**小型二輪自動車**及び**軽二輪自動車**についても希望ナンバー制を導入し、**令和8年10月より受付を開始します**。

あわせて、二輪車の希望ナンバー制導入に伴い、利用できる番号を増やすため、二輪車のナンバープレートの様式を変更します。

1. 二輪車「希望ナンバー制」の導入

[対象車両]

- ・ 小型二輪自動車 (250cc超)^{※2}
- ・ 軽二輪自動車 (125cc超～250cc)^{※3}

※1 原動機付自転車(125cc以下)のナンバーは市町村交付のため、本制度の対象外

※2 事業用、貸渡等は対象外 ※3 被牽引車、事業用、貸渡等は対象外

[選べる番号]

二輪ナンバーに表示されるアラビア数字4桁(右図)

(「0001」など特に人気が高い番号は、コンピューターによる抽選となります)

[申込受付開始時期 / 申込方法]

令和8年10月中旬(予定) / インターネット又は窓口

[その他]

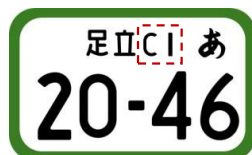
抽選対象番号、申込料金等の詳細は、決定次第お知らせします。



希望する4桁の数字

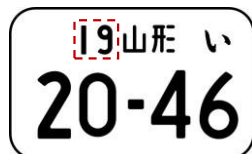
2. ナンバープレートの様式変更(詳細は別紙参照)

[小型二輪]



- ・ 地域名の右に、C D F G J L N P Q R V W X のローマ字を使用
- ・ ローマ字の右の文字に0～9の数字を使用




[軽二輪]



- ・ 分類番号を二桁化し、左に1, 2, 4, 5, 7を使用
- ・ 右に0～9の数字を使用

同じ番号(4桁)のナンバープレートを、これまでよりも多く発行できます。

【問い合わせ先】 物流・自動車局 自動車情報課 山本・福本・大塚
電話：03-5253-81200(4桁45/42103) 直通：03-5253-8588

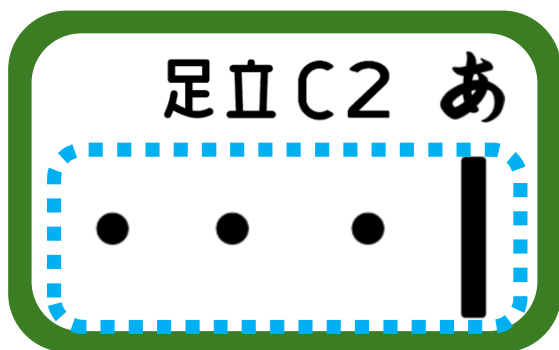
	現 行 様 式	新 様 式
小型二輪	<p>CLVのうちいずれかのローマ字 又は なし</p>  <p>足立C あ 20-46</p>	<p>CDFGJLNPQRVWX のうちいずれかの ローマ字</p> <p>0~9のうち いずれかの数字</p>  <p>足立CI あ 20-46</p>
軽二輪	<p>1,2のうち いずれかの数字</p>  <p>1山形 い 20-46</p>	<p>1,2,4,5,7のうち いずれかの数字</p> <p>0~9のうち いずれかの数字</p>  <p>19山形 い 20-46</p>

オートバイに希望ナンバー制を全国一斉導入

4桁の好きな番号が選べるようになります

- 令和8年（2026年）10月中旬頃開始（予定）
 - 小型二輪・軽二輪対象 ※一部対象外あり
 - 申込方法 インターネット・運輸支局窓口
- 抽選対象番号及び申込料金は決定次第お知らせします
ナンバープレートの様式変更をあわせて実施します

小型二輪(251cc~)の新様式例



軽二輪(126~250cc)の新様式例



令和8年4月1日
国土交通省

地方運輸局等の電話受付時間の見直しを行います

～職員の昼休憩時間確保等と受付済み申請処理等に集中する時間を確保し、行政サービスの質を維持します～

国土交通省では、全国の地方運輸局等において、午前・午後の業務の区切りとなる時間(昼休憩・終業 15 分前)以降に電話受付を停止し、職員が適切に昼休憩時間の確保等を図ることができるようにするとともに、受付済みの申請処理等に集中する時間を設けることで、安定した行政サービスを継続して確保していくために、電話受付時間の見直しを行います。

【見直し概要】

- 新しい電話受付時間
8 : 30～11 : 45、13 : 00～17 : 00※
※8 : 30～17 : 15(12:00～13:00 を除く)が業務時間の官署の場合
- 見直し時期
各地方運輸局等の実情に応じ、順次見直しを行います。
各地方運輸局等での見直し時期が決定しましたら、それぞれの地方運輸局等において事前のお知らせを実施します。
(近畿運輸局においては3月23日より開始済です)
- 自動車検査登録ヘルプデスクの電話受付対応時間等は異なります。
詳細は以下のURLを御確認ください。
<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

<問合せ先>

大臣官房地方運輸局業務改革推進室 門井
代表 : 03-5253-8111 (内線 21466)、03-5253-8916 (直通)
総合政策局交通政策課 小野寺、川島
代表 : 03-5253-8111 (内線 54709、54718)、03-5253-8274 (直通)
鉄道局総務課 青木、甲斐
代表 : 03-5253-8111 (内線 40152、40173)、03-5253-8520 (直通)
物流・自動車局総務課 志方、小野塚
代表 : 03-5253-8111 (内線 41143、41144)、03-5253-8567 (直通)
海事局総務課 片庭、金井
代表 : 03-5253-8111 (内線 44432、43154)、03-5253-8610 (直通)



令和8年4月24日
物流・自動車局自動車情報課

新たな図柄ナンバープレート（地方版）の募集を開始します！

「走る広告塔」として地域の魅力を全国に発信する「図柄ナンバープレート（地方版）」については、平成30年10月に40地域で交付を開始して以降、順次地域を拡大し、現在は78地域^{※1}で導入されています。

第5弾（令和9年11月交付）及び第6弾（令和11年5月交付）の募集を本日開始します。

※1 運輸支局の管轄区域等をもとに全国を138地域に分割

1. 募集対象

＜第5弾＞図柄のみを導入（既存のナンバープレートの地域又は都道府県全域に導入）

＜第6弾＞新たなご当地ナンバーの導入^{※2}とあわせて、図柄を導入



「図柄のみ導入」例
（熊本・くまモン）



「ご当地ナンバー・図柄の導入」例（飛鳥・朱雀）
「奈良」から「飛鳥」に変更し、併せて図柄を導入

※2 「ご当地ナンバー」
独自の地域名を表示
（通常は管轄運輸支局名等）

導入要綱の主な変更点

- ご当地ナンバー（新たな「地域名」導入）の更なる普及のため、登録車両の台数要件を「10万台超」から「7万台超」に緩和
- 図柄について、フルカラー（寄付金あり）/モノトーン（寄付金なし）の2種類から、フルカラー（寄付金あり）に一本化
- 地域における合意状況を踏まえて交付時期を選択可能な柔軟なスケジュール設定

2. 申込手続き・スケジュール

（1）導入主体

＜第5弾＞ 市区町村又は都道府県

＜第6弾＞ 市区町村（申込等は都道府県を經由）

（2）スケジュール

＜第5弾＞図柄のみを導入

意向表明	令和8年9月30日まで ^{※3}
導入申込	令和8年10月15日～令和8年10月30日
図柄の提案	令和8年11月2日～令和8年12月28日
交付開始	令和9年11月頃

※3 第6弾と同タイミング（令和11年5月）での交付開始も希望可

＜第6弾＞ご当地ナンバー導入と併せて図柄を導入

意向表明	令和8年12月28日まで ^{※4}
導入申込	令和9年4月15日～令和9年4月30日
図柄の提案	令和9年11月1日～令和9年12月28日
交付開始	令和11年5月頃

※4 第5弾と同タイミング（令和9年11月）での、ご当地ナンバーの先行交付も希望可。その場合は令和8年9月30日までに意向表明

○申込手続き・スケジュールの詳細は、以下 URL より導入要綱をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000051.html

【問い合わせ先】物流・自動車局 自動車情報課 山本・梶原・林
電話：03-5253-8124（内4TT45/42103） 直通：03-5253-8588

○ 国土交通省では、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、平成29年に図柄ナンバープレート
の導入を開始。

○ ラグビーW杯、東京2020オリパラ開催に向けた機運醸成に活用した後、地域振興・観光振興に貢献すべく、
平成30年より、地域の魅力ある風景や観光資源を図柄にした図柄ナンバープレート（地方版）の交付を開始。

○ ナンバープレートの多角的な活用を図る観点から、ラグビーW杯・東京2020オリパラの開催支援や、
地域振興・観光振興等に活用するため、図柄ナンバープレートの導入と同時（平成29年）に寄付金制度を導入。

〈図柄ナンバープレート（地方版）〉



- ・第1弾（40地域）を平成30年10月から交付開始
- ・第4弾まで導入されており、現在78地域まで拡大

〈図柄ナンバープレート（全国版）〉



- ・令和4年4月から交付開始
- ・全国で同一の図柄が入ったナンバープレート

〈大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート〉



- ・令和4年10月から交付開始（令和7年12月に交付終了）

〈GREEN×EXPO2027特別仕様ナンバープレート〉



- ・令和7年7月から交付開始

導入地域…78/138地域

第1弾：平成30年10月 40地域 (仙台・つくば・富士山・豊田・熊本等)
 第2弾：令和2年5月 17地域 (知床・弘前・江東・飛鳥・高松等)
 第3弾：令和 5年10月 5都県5地域 (秋田県・東京都・岡崎・堺・広島等)
 第4弾：令和7年5月 5地域 (十勝・日光・江戸川・安曇野・南信州)

東北運輸局管内

弘前599 **あ** 20-46 < 弘前城・桜色の岩と岩木山 >
 岩手599 **あ** 20-46 < 銀河鉄道の夜 >
 盛岡599 **あ** 20-46 < 不束方の風 >
 山形599 **あ** 20-46 < 山形599 >
 仙台599 **あ** 20-46 < 伊達政宗公と仙台七夕まつり >
 春の小峰城 < さくらんぼの里 山形 >
 平泉599 **あ** 20-46 < 世界文化遺産「平泉」 >
 いわき599 **あ** 20-46 < フラジアイいわき >
 秋田599 **あ** 20-46 < 親子の秋田犬 > ※秋田県全域

北海道運輸局管内

苫小牧599 **あ** 20-46 < ウトナイ湖とアイスホッケーの街 >
 知床599 **あ** 20-46 < 知床の雄大な自然 >
 十勝599 **あ** 20-46 < 十勝の価値満載 >

北陸信越運輸局管内

新潟599 **あ** 20-46 < 高代橋、トキ >
 長岡599 **あ** 20-46 < 長岡花火 >
 富山599 **あ** 20-46 < 富山599 >
 立山連峰 < 雪つり、梅鉢紋 >
 白山、能登の里海の浜 < 安曇野の風景 >
 南信州599 **あ** 20-46 < 水引で表現した南信州の自然 >
 上越599 **あ** 20-46 < 上杉謙信と榎 >
 石川599 **あ** 20-46 < 石川599 >

関東運輸局管内

土浦599 **あ** 20-46 < 帆船き船、花火 >
 成田599 **あ** 20-46 < 飛行機が飛び街 >
 船橋599 **あ** 20-46 < 梨の花と榎と里山トロッコ >
 市原599 **あ** 20-46 < 菜の花と榎と里山トロッコ >
 板橋599 **あ** 20-46 < 躍動感溢れるカラフルな木、花、鳥 >
 那須599 **あ** 20-46 < 未来ある那須地域 >
 江川599 **あ** 20-46 < 鷹(きらめく)夜空と鷹(なび)と金魚 >
 つくば599 **あ** 20-46 < 筑波山 >
 前橋599 **あ** 20-46 < 赤城山 >
 松戸599 **あ** 20-46 < 松戸の風景 >
 手賀沼 < 手賀沼 >
 市原599 **あ** 20-46 < 市川の梨と街と江戸川 >
 越谷599 **あ** 20-46 < ガーヤちゃん、南越谷阿波踊り >
 市川599 **あ** 20-46 < 市川599 >
 江東599 **あ** 20-46 < 江東599 >
 富士山599 **あ** 20-46 < 富士山 >
 品川599 **あ** 20-46 < 品川599 >
 群馬599 **あ** 20-46 < 群馬599 >
 宇都宮599 **あ** 20-46 < 宇都宮599 >
 杉並599 **あ** 20-46 < 杉並599 >
 世田谷599 **あ** 20-46 < 世田谷599 >
 多摩川とサギソウ < 多摩川とサギソウ >
 日光599 **あ** 20-46 < 日光599 >

中国運輸局管内

鳥取599 **あ** 20-46 < 鳥取599 >
 出雲599 **あ** 20-46 < 出雲599 >
 山口599 **あ** 20-46 < 山口599 >
 福山599 **あ** 20-46 < 福山599 >
 広島東洋カーブ < 広島東洋カーブ >
 下関599 **あ** 20-46 < 下関599 >
 広島東洋カーブ < 広島東洋カーブ >

近畿運輸局管内

流置599 **あ** 20-46 < 流置599 >
 京都599 **あ** 20-46 < 京都599 >
 奈良599 **あ** 20-46 < 奈良599 >
 飛鳥599 **あ** 20-46 < 飛鳥599 >
 堺599 **あ** 20-46 < 堺599 >
 百舌鳥(もず)と古墳 < 百舌鳥(もず)と古墳 >

九州運輸局管内

長崎599 **あ** 20-46 < 長崎599 >
 佐世保599 **あ** 20-46 < 佐世保599 >
 熊本599 **あ** 20-46 < 熊本599 >
 大分599 **あ** 20-46 < 大分599 >
 宮崎599 **あ** 20-46 < 宮崎599 >
 鹿児島599 **あ** 20-46 < 鹿児島599 >

沖縄総合事務局管内

沖縄599 **あ** 20-46 < 沖縄599 >
 ※沖縄県全域

四国運輸局管内

愛媛599 **あ** 20-46 < 愛媛599 >
 高松599 **あ** 20-46 < 高松599 >
 徳島599 **あ** 20-46 < 徳島599 >
 香川599 **あ** 20-46 < 香川599 >

中部運輸局管内

富士山599 **あ** 20-46 < 富士山599 >
 豊田599 **あ** 20-46 < 豊田599 >
 春日井599 **あ** 20-46 < 春日井599 >
 四日市599 **あ** 20-46 < 四日市599 >
 福井599 **あ** 20-46 < 福井599 >
 伊勢599 **あ** 20-46 < 伊勢599 >

自動車整備事業者の皆様へ

燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口

政府においては、燃料油や石油製品等の供給について、備蓄放出や燃料油の激変緩和措置を含めて、万全の体制をとっているところですが、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、事業者の皆様からの情報を受け付ける相談窓口を設置します。

1. 情報提供いただきたい内容

販売事業者名(燃料の調達先)、契約状況(油種、数量、価格、契約期間等)、今後の調達見込み、その他の懸念事項等

2. 相談窓口

燃料油や石油製品等の供給については、次のページに記載の相談窓口にて情報を受け付けています。

3. 情報の取扱

お送りいただいた情報について詳細をお聞きすることがございますので、メールにはご連絡先をご記入ください。
また、経済産業省や関係団体と連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、確認をさせていただく場合があります。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

自動車整備事業者の皆様へ

燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口

燃料油や石油製品等の供給については、以下の相談窓口にて情報を受け付けています。

全国の相談窓口一覧

担当部署名	メールアドレス
物流・自動車局自動車整備課	hqt-jidoshaseibi-kankyo@gxb.mlit.go.jp
北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課	hkt-hokkaido-zs@ki.mlit.go.jp
東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課	tht-seibi-nenyu_tohoku@gxb.mlit.go.jp
関東運輸局自動車技術安全部整備課	ktt-seibika@ki.mlit.go.jp
北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課	hokushin-seibi@ki.mlit.go.jp
中部運輸局自動車技術安全部整備課	cbt-seibi-shaken@ki.mlit.go.jp
近畿運輸局自動車技術安全部整備課	kkt-gianseibi-youin@ki.mlit.go.jp
中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課	cgt-seibihoan-oil@gxb.mlit.go.jp
四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課	skt-jidousya@ki.mlit.go.jp
九州運輸局自動車技術安全部整備課	kbt-qst0000000005@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局運輸部車両安全課	syaryoanzenka.u8j@ogb.cao.go.jp



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

検査コースでのOBD検査①

実施する受検車両

- **車検証に「OBD検査対象」と記録**されているもののうち、次のもの**以外**が実施対象

OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

— 209 —

継続検査

中古新規検査 / 中古予備検査

構造等変更検査

- 型式指定年月日から2年を経過していないもの、初度登録年月の前月から起算して10ヶ月を経過していないもの **以外**は、**実施します**。（輸入車は令和7年10月1日から）

継続検査では稀です

新車新規検査 / 新車予備検査

- **実施しません**。（初度登録年月の前月から起算して10ヶ月を経過していない）

※二輪車、大型特殊車、並行輸入車、輸入自動車特別取扱車 は 対象外なので実施しません。
（車検証に「OBD検査対象」と記録されていることはありません。）

車検証



備考
OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

電子車検証



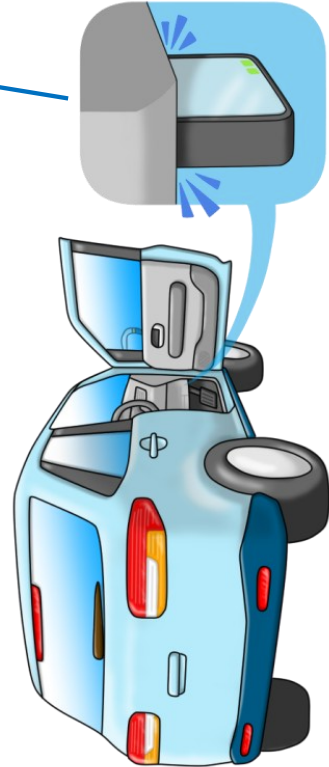
備考
OBD検査対象

検査コースでのOBD検査②

■ 検査コースの入口で実施

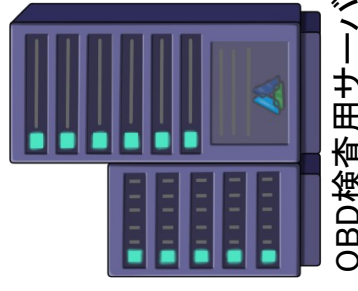
■ 検査担当者が、検査用スキャンツールを車両に接続

車両の操作（原動機の始動、停止など）は受検者の方に行っていただきます。



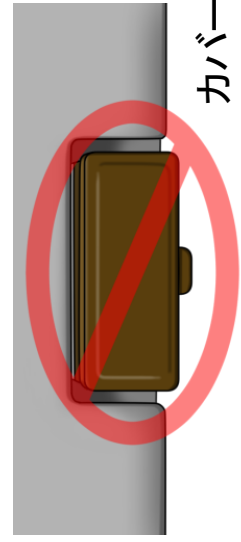
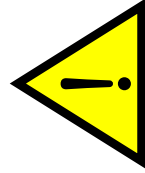
適合

不適合

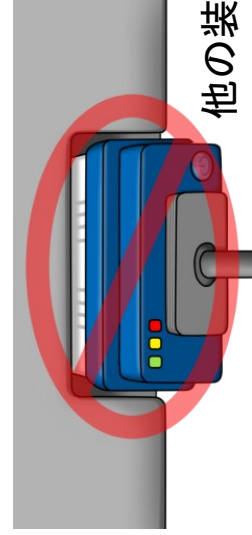


■ OBD検査用サーバに照会した結果を、検査担当者が端末で確認

実施対象車は必ず **検査用スキャンツールを接続できる状態** で受検してください



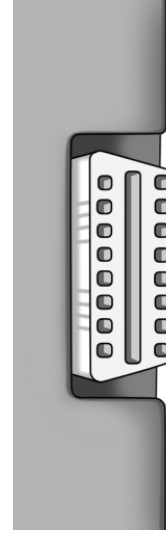
カバー



他の装置



はずす



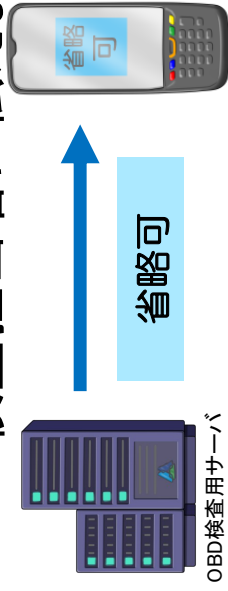
(参考) 検査コースでのOBD検査省略

検査コースでの省略

- 認証工場が受検前に『OBD確認』で **適合** を確認してきた受検車両は、**原則、検査コースでのOBD検査を省略**します。
※検査職員が省略すべきでないかと判断する場合を除きます。

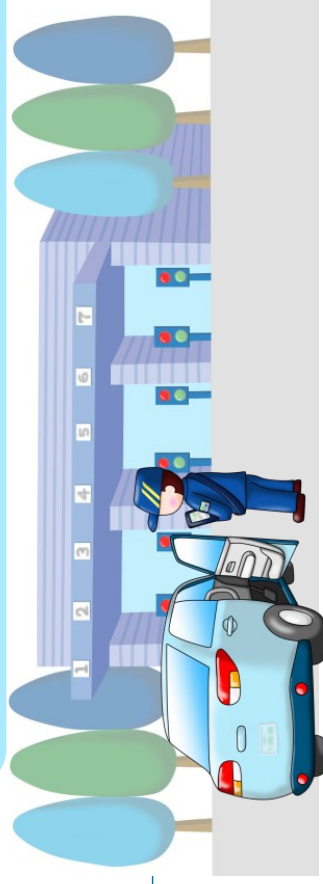
5日間有効

- 省略の可否は、OBD検査用サーバが保存されている記録から **自動判定** し、検査担当者に伝えます。



省略がされないケース

※替え玉受検の防止等が目的



一定の抜き取り率でOBD検査用サーバが『検査が必要』と自動判定したものは、省略しません

※次のものは、OBD検査用サーバが『OBD確認の結果が正確でない可能性があるため『検査必要』と自動判定するため、省略となりません。



- 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- レイネスコードの基準が適用される車両のレイネスコードが1つしか完了していない場合
- 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

特に、使用したスキャンツールが認定されたバージョンが**はっきり確認**してください。